

東京における自然の保護と回復に関する条例

緑化計画の手引



 東京都環境局

～来庁される皆様へ～

- ・ 条例手続に係る相談は、御用意いただいた書類等に基づき、事業予定地の現況や計画内容等を窓口で直接確認し、手続の必要性の有無を判定させていただいているため、多少時間を要します。現場調査等で不在にすることもありますので、事前に打合せ日時の御予約をお願いいたします。
- ・ 事前相談段階であっても、東京都に御提出いただいた一切の資料・書類等は、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求があった場合は原則、開示対象となります。そのため、お見せいただいた資料・書類等のうち、開示されることに支障があるものについては、お持ち帰りください。

東京都環境局ホームページ（緑化計画書の手引ダウンロード）

東京都環境局 緑化計画の手引

検索

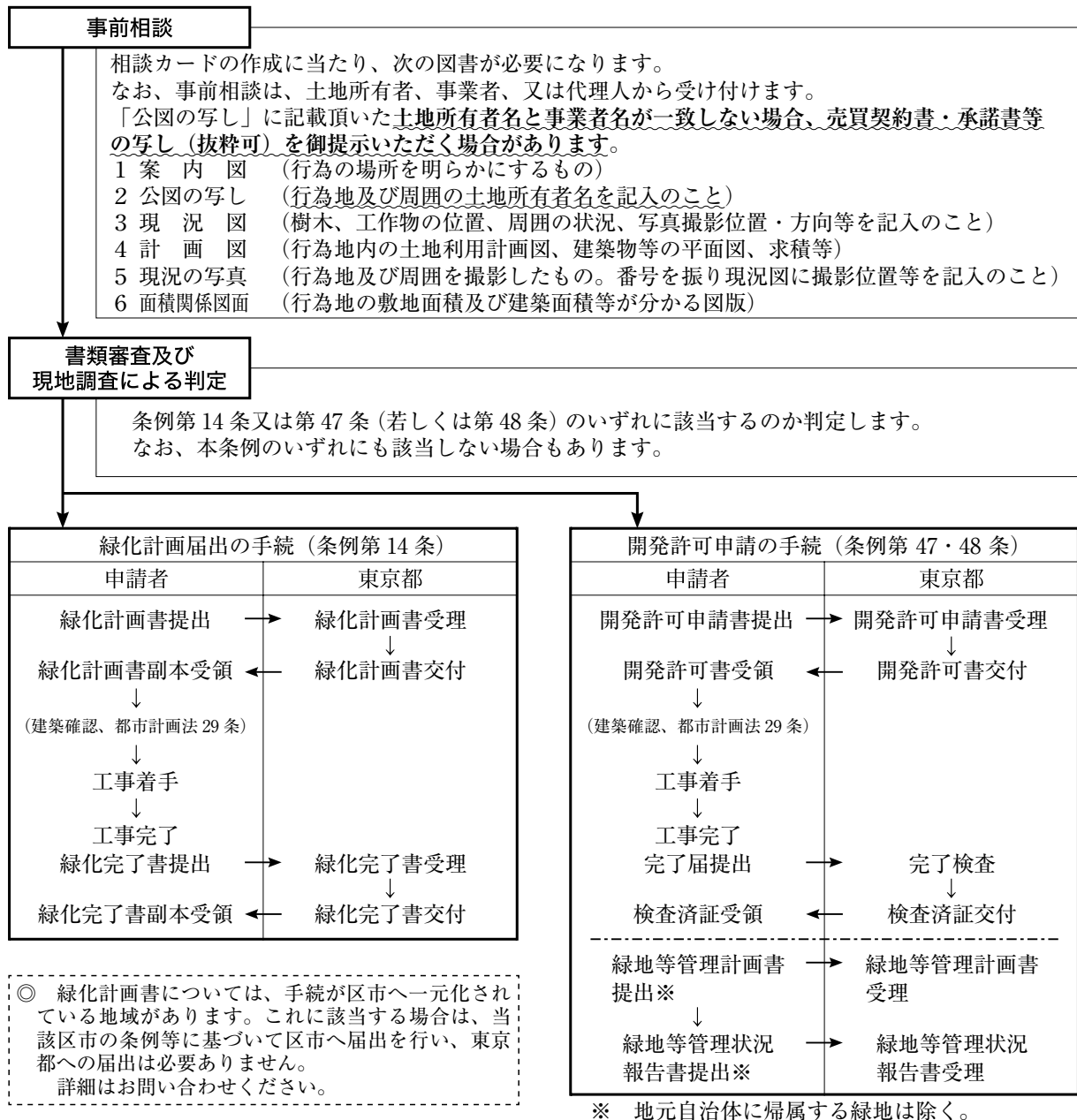
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/plan_system/guide.html

緑化計画・開発許可の届出の手順

都内で **1,000 平方メートル**（国及び地方公共団体が有する敷地では 250 平方メートル）以上の敷地で開発や建築等を行う場合、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下本手順書において「条例」という。）の第 14 条又は第 47 条（若しくは第 48 条）に基づき、自然の保護と回復を図るために「**緑化計画**」の届出や「**開発許可**」の申請が必要となります。

緑化計画の届出は、開発許可に該当しない開発等で、かつ、敷地面積 1,000 平方メートル（国及び地方公共団体が有する敷地では 250 平方メートル）以上の案件が対象となります。

本条例の手続は次の手順で行ってください。



対象の地域	窓 口	所 在 地
区部・島しょ部	東京都環境局 自然環境部緑環境課 指導担当	〒 163 - 8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎19階 電話：03 - 5388 - 3455
多摩地区	東京都多摩環境事務所 自然環境課 指導担当	〒 190 - 0022 立川市錦町四丁目 6 番 3 号 東京都立川合同庁舎 3 階 電話：042 - 521 - 4809

緑化計画書制度の概要（詳細は本文をご覧ください。）

【緑化面積の基準】

・地上部の緑化 P 4

アイ以外の敷地：次のA又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上

- 1) 敷地面積 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル未満）の場合

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$$

$$B : \{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8)\} \times 0.2$$

- 2) 敷地面積 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル以上）の場合

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : \{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8)\} \times 0.25$$

イ 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地

次のCによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル未満）の場合

$$C : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$$

- 2) 敷地面積 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル以上）の場合

$$C : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$$

・建築物上の緑化 P 5

アイ以外の敷地：次のDによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル未満）の場合

$$D : (\text{屋上の面積}) \times 0.2$$

- 2) 敷地面積 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル以上）の場合

$$D : (\text{屋上の面積}) \times 0.25$$

イ 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地

次のEによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル未満）の場合

$$E : (\text{屋上の面積}) \times 0.3$$

- 2) 敷地面積 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体の敷地にあつては 1,000 平方メートル以上）の場合

$$E : (\text{屋上の面積}) \times 0.35$$

・接道部の緑化 P 6

次のFによって算出された長さ以上

$$F : (\text{接道部緑化長さ}) \geq (\text{接道部長さ}) \times (\text{接道部緑化基準})$$

【植栽本数の基準】 P 7

（植栽を計画する面積に対して）10平方メートル当たり「高木 1 本 + 中木 2 本 + 低木 3 本以上」を標準とします。

【条例上の樹木等の定義】 P 46

高木（植栽時に 2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 3 メートル以上ある樹木）、中木（植栽時に 1.2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 2 メートル以上ある樹木）、低木（高木、中木以外で植栽時の高さが 0.3 メートル以上の樹木）、草花等（多年草に限る。）

目 次

1	緑化計画書制度について	1
2	緑化に当たって	1
3	対象となる行為等	2
4	緑化の基準	4
5	緑化面積等の算出方法について	8
6	手続の流れ	15
7	緑化計画書等の記入例	21
8	植栽の手法例	33
9	用語について	45
10	よくある御質問	48
11	様式	51

緑化の目的

緑化の推進は、自然の回復の基本であり、美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに重要な役割を果たしています。

また、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、雨水の貯留等に大きな役割を果たしています。このため、今ある緑を守り育て、失われた緑をできる限り回復していくことが必要です。

東京都の緑化計画書制度は、「地上部の緑化」をはじめ、建築物の屋上や壁面、ベランダ等を緑化する「建築物上の緑化」や、道路に接する部分に緑を確保する「接道部の緑化」の基準に基づいて緑化計画書等を作成して提出することを義務付け、施設等の緑化を推進するものです。

1 緑化計画書制度について

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「条例」という。）第14条において、建築行為等の際に行う緑化計画書の届出及び緑化完了書の届出が規定されています。

また、届出をした者は、これにより設けられた緑地の適切な維持管理に努めなければなりません。

※ 届出を要する行為であるにもかかわらず、届出をしない又は虚偽の届出をした者は、罰金に処せられる場合があります。

※ 次の13区1市（令和3年2月現在）については、手続きが区市に一元化されていますので、各区市の窓口へ御相談下さい。

新宿区、渋谷区、荒川区、品川区、豊島区、江東区、港区、葛飾区、江戸川区、目黒区、足立区、世田谷区、大田区、国分寺市

なお、既に東京都に緑化計画書を提出している案件のうち、未完了の案件については、一元化後であっても緑化完了書の手続等を東京都に対して行う必要がありますので御注意ください。

※ 一元化されていない区市については、東京都のみではなく各区市の条例等により緑化計画書の届出が必要になる場合があります。各区市の窓口へも御相談ください。

2 緑化にあたって

地上での緑化に加え、建物の屋上、壁面及びベランダ等の緑化に努め、緑化面積を可能な限り大きくしてください。また、次の点について配慮した緑化を行うようにしてください。

- ① 緑化は樹木を中心とし、屋上、ベランダ等で樹木による植栽が困難な場合は、芝、草花等（多年草に限る。）による緑地面積の確保に努めてください。
- ② 既存の樹木は可能な限り生かし、実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮など多彩な緑化を行ってください。
- ③ 緑化の際は、東京都環境局作成の「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都環境局）」を基本として樹種を選定してください。また、環境省選定の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」掲載種は使用しないでください。

※ 「植栽時における在来種選定ガイドライン（東京都環境局）」の詳細は、次のホームページをご覧ください。

東京都環境局 在来種選定ガイドライン

検索

〈http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html〉

- ④ まちの美観の形成や快適性に配慮し、高木・中木と低木を組み合わせ、量感と連続性のある樹木を配置してください。また、駐車場の接道部では、生け垣や高木を植栽し、車止め後方等で緑化が可能な部分は中木・低木などによる緑化に努めてください。
- ⑤ 雨水・循環水の活用、落葉の堆肥化など、省エネルギー・省資源に配慮してください。
- ⑥ 客土に当たっては、小石や砂利は極力、除去し、樹木の育成が良好に保たれる土壌を使用してください。

3 対象となる行為等

(1) 対象となる規模

敷地面積が1,000平方メートル（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、250平方メートル）以上の規模が対象となります。

※ 1,000平方メートル以上（市街化区域などでは3,000平方メートル以上）の規模で、次のいずれかに該当する場合は、条例第47条の開発許可申請の対象となる可能性があります。

- ① 行為地の区域の総面積の3分の1以上の面積が自然地である土地
- ② 一団で1,000平方メートル以上の自然地を含む土地

（注） 自然地とは、樹林地、草地、農地、池沼またはこれらに類する状態にある土地をいいます。

⇒ 詳細は「開発許可の手引」（東京都環境局）を御参照ください。

(2) 敷地面積のとりえ方

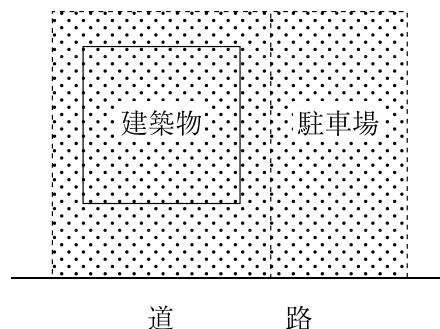
対象となる敷地面積は、設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用となる敷地を「敷地面積」とします。公道等で敷地が分断されている場合も、同様です。

また、事業主が管理する公共的緑地（条例第47条で確保されたもの）や通路についても「敷地面積」に含みます。

例「敷地面積」のとりえ方

建築物	——	施設
駐車場	——	施設と一体利用

したがって施設等には、建築物とその敷地及び一体利用となる駐車場の敷地を含んで「敷地面積」として
部分をとらえます。



(3) 対象となる行為等

次の①から⑤までのいずれかに該当する行為が対象となります。

- ① 建築物を新築、改築又は増築すること。
- ② ①を除くその他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- ③ 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設を建設すること。
- ④ 駐車場、資材置場又は作業場を建設すること。
- ⑤ 墓地を建設すること。

【備考】

- 1 建築物の用途変更のみの場合は、対象となりません。
- 2 緑化計画書届出対象規模で宅地造成・戸建分譲する場合、面積が1,000平方メートル以上の区画については、手続が必要となります。
- 3 廃棄物処理場や残土処分場において、建築物や工作物の新築等を行う場合は、上記の①又は②に該当します。

4 緑化の基準

(1) 地上部の緑化基準

敷地内の地上部では、次によって算出される面積（人工地盤上や接道部の緑化面積も含みます。）以上を樹木により緑化してください。

樹木と地被を植栽した緑地帯の場合、樹冠部分からはみ出した部分で、地被のみを面的に植栽した場所は、緑化面積に算定できません。

なお、地上部での緑化が困難な理由がある場合は、建築物上で樹木による緑化（固定式植栽基盤に限る。）に振り替えることができます。

① ②以外の敷地

ア 敷地面積が 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル未満）

次の A 又は B によって算出された面積のうち小さい方の面積以上

A：（敷地面積－建築面積）× 0.2

B：{敷地面積－（敷地面積×建蔽率※× 0.8）} × 0.2

イ 敷地面積が 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上）

次の A 又は B によって算出された面積のうち小さい方の面積以上

A：（敷地面積－建築面積）× 0.25

B：{敷地面積－（敷地面積×建蔽率※× 0.8）} × 0.25

※ 建蔽率については、47ページを参照してください。

② 総合設計制度等※を適用して計画する建築物の敷地

ア 敷地面積が 5,000 平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル未満）

次の C によって算出された面積以上

C：（敷地面積－建築面積）× 0.3

イ 敷地面積が 5,000 平方メートル以上（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上）

次の C によって算出された面積以上

C：（敷地面積－建築面積）× 0.35

※ 総合設計制度等とは・・・

- 1 総合設計制度等（建築基準法第 59 条の 2、第 86 条第 1 項から第 4 項まで又は第 86 条の 2 第 1 項から第 3 項まで）
- 2 再開発等促進区（都市計画法第 12 条の 5 第 3 項）のうち地区整備計画が定められている区域
- 3 高度利用地区（都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号）
- 4 特定街区（都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号）

(2) 建築物上の緑化基準

敷地内の建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）では、次によって算出される面積以上を樹木、芝、草花等（多年草に限る）により緑化してください。

なお、建築物上の緑化が困難な理由がある場合は、地上部で樹木等による緑化に振り替えることができます。

① ②以外の敷地

ア 敷地面積が5,000平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000平方メートル未満）

次のDによって算出された面積以上

D：屋上面積※×0.2

イ 敷地面積が5,000平方メートル以上（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000平方メートル以上）

次のDによって算出された面積以上

D：屋上面積※×0.25

② 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地

ア 敷地面積が5,000平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000平方メートル未満）

次のEによって算出された面積以上

E：屋上面積※×0.3

イ 敷地面積が5,000平方メートル以上（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000平方メートル以上）

次のEによって算出された面積以上

E：屋上面積※×0.35

※ 屋上面積については、9ページを参照してください。

(3) 接道部緑化基準

敷地のうち、道路（公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等）に接する部分の長さに、「接道部緑化基準」を乗じて得た長さ以上を樹木により緑化してください。

接道部緑化長さ ≥ 接道部長さ × 接道部緑化基準

【接道部緑化基準】

区分	敷地の規模				
	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 1 万㎡未満	1 万㎡以上 3 万㎡未満	3 万㎡以上
住宅、宿泊施設	6/10		7/10		8/10
屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、墓地、廃棄物等の処理施設	7/10			8/10	
工場、店舗、事務所、駐車場、資材置場、作業場	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校、医療施設、福祉施設、集会施設	6/10	7/10			8/10
上記以外の施設	3/10	6/10		7/10	

【備考】

- 1 住宅とは、共同住宅（廊下、階段及び壁を二戸以上で共用する住宅をいう。）及び長屋又は一戸の敷地が1,000平方メートル以上のその他の住宅をいう。
- 2 区分の適用に当たっては、1 階部分における主たる用途によることとする。
- 3 福祉関連法に定める施設は「福祉施設」とし、それ以外の福祉関係施設についてはその主たる用途によって判断する。
(例) サービス付き高齢者向け住宅は住宅の用に供するのが主であるため「住宅」
- 4 敷地内外で1メートル以上の段差があり緑化が困難な場合は、接道部延長から除くことができる。
- 5 接道部については、法令及び個別の事情により基準の適用について検討が必要な場合、早めに担当に相談し協議するようにしてください。

(4) 植栽本数の基準

樹木の標準植栽本数は、(植栽を計画する面積に対して) 10平方メートル当たり、「高木 1 本+中木 2 本+低木 3 本以上」とします。

なお、低木については、1本の枝葉の広がりが直径 0.6 メートル以上ある場合の本数です。もし、これに満たない大きさの場合は、同等以上の広がり確保できるよう十分な本数の植栽を行ってください。

ただし、既存の大木がある場合や、十分に樹高の高い木を植栽する場合など、計画内容によっては、標準の植栽本数を満たした植栽でなくても問題ない場合がありますので、担当に御相談ください。

【条例上の樹木の定義】 46 ページ

高木：植栽時に 2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 3 メートル以上ある樹木

中木：植栽時に 1.2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 2 メートル以上ある樹木

低木：高木、中木以外で植栽時の高さが 0.3 メートル以上の樹木

緑化計画書の届出が必要となると容易に判断できる案件については、上記を十分考慮して建築計画を立ててください。

5 緑化面積等の算出方法について

(1) 地上部の緑化面積の算出

地上部の緑化面積の算出に当たっては、原則として、アの緑地帯の計算を基本としてください。ただし、アの計算によることが適切でない生け垣や単独木等による緑化については、イ又はウにより算出してください。また、既存樹木については、エにより算出してください。

※ 樹冠が重なり合うなど緑化面積が重複する場合は、重複する部分を二重算定することはできません。

※ 敷地からはみ出している樹冠部分や建物等と重なっている樹冠部分の面積は除外してください。

※ 樹冠がかからないマンホールや看板等は緑化面積から除外してください。

※ 樹木と地被を植栽した緑地帯の場合、樹冠部分からはみ出した部分で、地被のみを面的に植栽した場所は、緑化面積から除外してください。

ア 緑地帯の面積

原則として、縁石等で区画され樹木で覆われた土地（縁石の内側）を緑化面積とします。

ただし、区画された土地からはみ出した樹冠の部分の面積、樹木と一体をなす樹木以外の植物の面積及び池の面積を含めることができる場合もあります。また、緑地帯の幅及び長さは、それぞれ **50 センチメートル以上**確保してください。

イ 単独木の面積

高木、中木及び低木の単独木については、実際の樹冠投影面積を緑化面積とします。ただし、高木及び中木については、次の算出方法により緑化面積を算出することができます。

単独木で面積を算出する場合は、算出に用いた樹冠投影を図示してください。

a 高木

高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。ただし、高さが3メートル以上のものについては、その高さの7割を直径とする円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。

b 中木

中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠相当とし、樹冠投影面積を算出できます。

ウ 生け垣の面積

生け垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とします。ただし、幅 60センチメートル未満の生け垣にあっては、幅 60センチメートルとして算出できます。その場合も、緑地帯の幅 50 センチメートル以上は確保してください。

生け垣は、中木・高木を樹冠が重なる（目安は30センチメートル間隔）ように植栽してください。

エ 既存樹木の面積

既存樹木（敷地内で移植計画のある樹木も含む。）については、アからウまでにより算出した面積を緑化面積とすることができます。ただし、**高さが5メートル以上の高木について、単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積**として算出できます。（移植等に伴うせん定により高さが変わった場合も、せん定前の高さが確認できれば、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できます。）

（2）建築物上の緑化面積の算出

樹木、芝、草花等（多年草に限る。）を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。ただし、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分や樹木と一体をなす池の面積を含めることができる場合があります。

可動式植栽基盤（植栽ます等）を用いる場合は、**容量100リットル以上**のものを緑化面積の算入対象とします。

ア 屋上

（ア） 屋上

建築物の屋根部分で、**人の出入り及び利用可能な部分**をいい、屋上駐車場（車の傾斜車路部分は除く。）やルーフバルコニー（ルーフテラス）等も屋上に含まれます。

（イ） 屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分

屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分とは、次の条件をどちらも満たすものをいいます。

- a エレベーター、階段（ステップ型）、平面フロアにより、人が行き来できること。

【除外】はしごや移動式の階段（タラップ等）などで登り降りする屋根

- b 高さ1.1メートル以上の転落防止柵、手すり壁、又はこれに相当するパラペットやルーバーなどで囲まれ安全であること。

（ウ） 屋上面積

屋上のうち、ソーラーパネルや空調設備等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

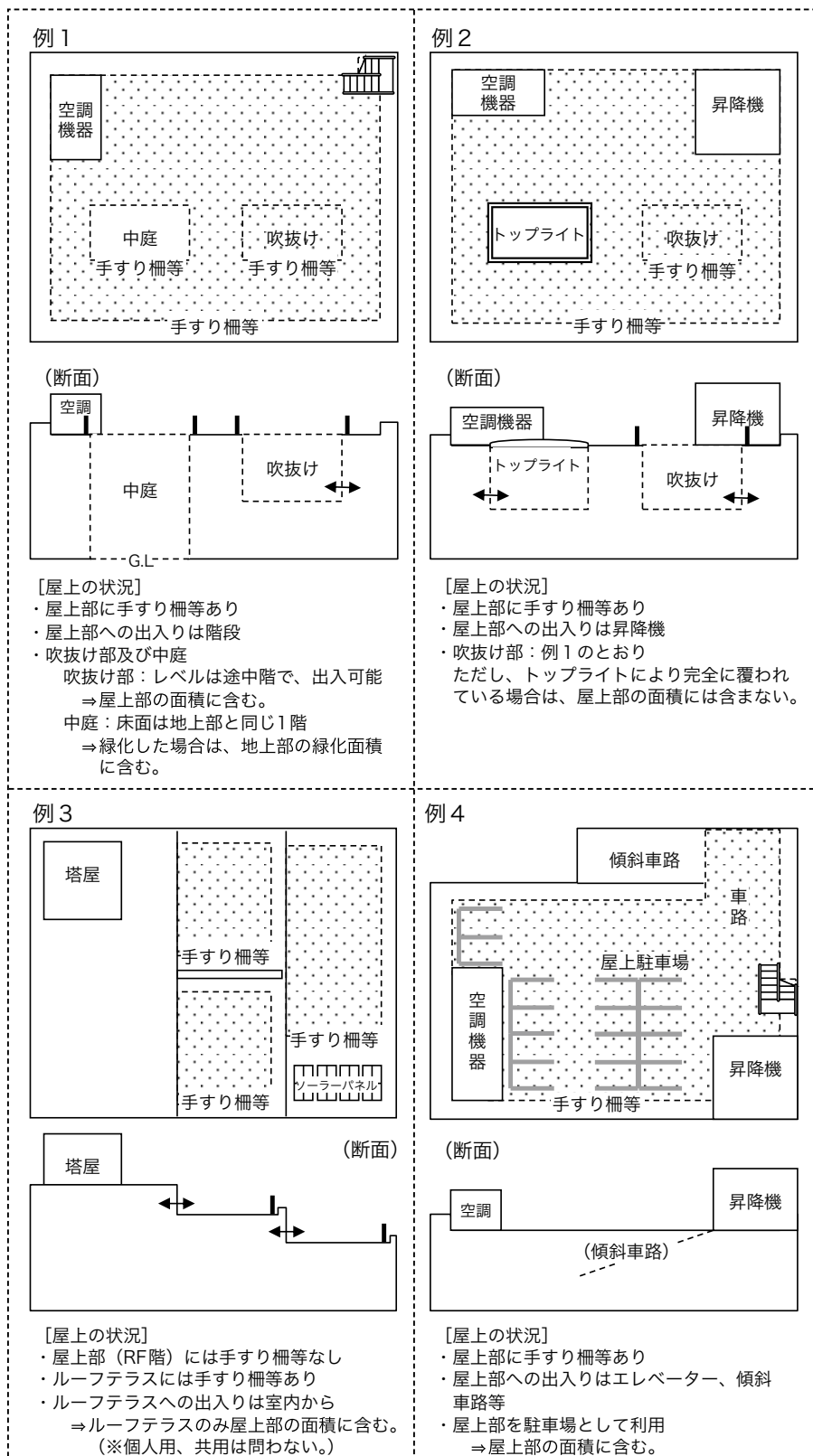
また、転落防止のためのフェンス等の内側とし、常時施錠してある場合でも屋上面積に含まれます。面積の算出例は、次ページを御参照ください。

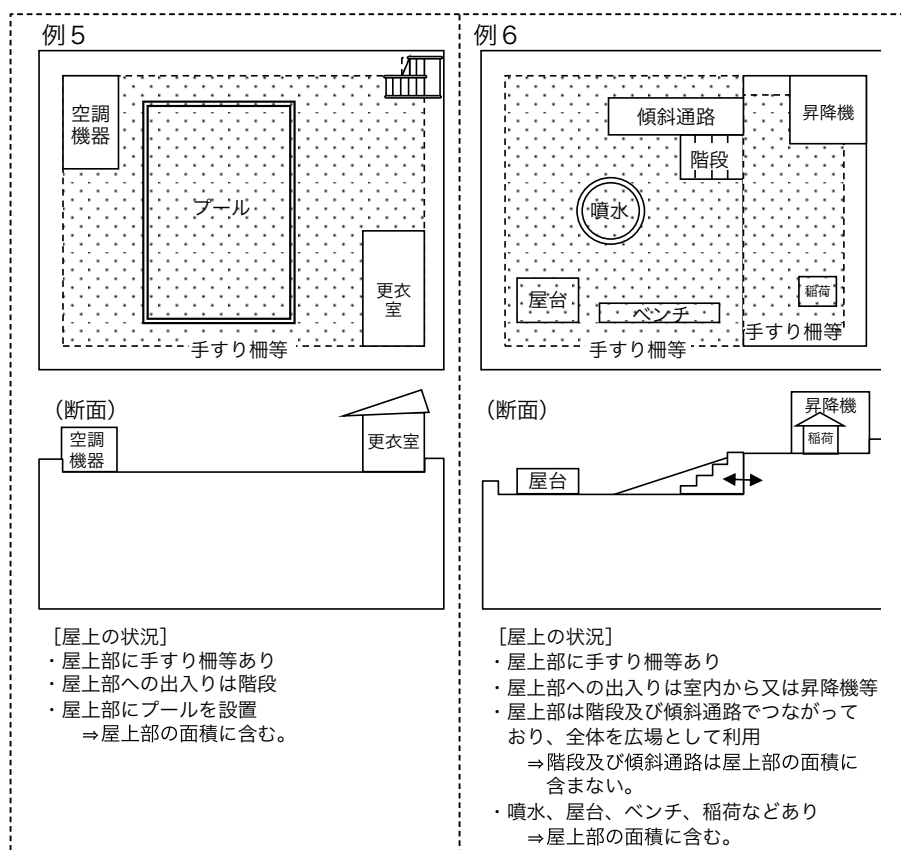
（エ） 対象建築物

原則として、**平成13年4月1日**以降着工の建築物の新築及び増改築における屋上を対象とします。

※ 屋上面積の算出例（屋上利用可能部分)

屋上面積の算出に当たっては、次の例に従い算出してください。





イ 壁面

壁面とは、建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。(壁面の構造及びガラス等の有無は問いません。)

(ア) 登はん型

a 補助資材あり

壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。ただし、算入できる高さは植栽基盤面から10メートル以内(1箇所につき)までとします。

b 補助資材なし

壁面脇の緑地帯等から高さ1メートル(植栽時に1メートル未満の場合)までの面積を緑化面積として算入することができます。ただし、植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合は、その長さとしてします。

(イ) 下垂型

a 補助資材あり

壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。ただし、算入できる下垂長さは植栽基盤面から10メートル以内(1箇所につき)までとします。なお、植栽後は適切に誘引処理を行ってください。

b 補助資材なし

壁面脇の緑地帯又は植栽ます等(容量100リットル以上)から長さ1メートル(植栽時に1メートル未満の場合)までの面積を緑化面積として算入することができます。ただし、植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合は、その長さとしてします。

(ウ) その他

a プランター型

プランター状の植栽基盤を、垂直方向に配置して壁面を緑化する場合は、緑化資材で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。

b ユニット（パネル）型

植栽マットなどの植栽基盤を、パネル状に設置して壁面を緑化する場合は、植栽基盤で覆われた面積を緑化面積として算入することができます。

【備考】

上記の壁面緑化に当たっては、十分な株数を適切な間隔（30センチメートル程度）で植栽してください。また、ツル植物による場合は、植栽基盤の幅及び長さはそれぞれ30センチメートル以上、植栽間隔は原則30センチメートル以下により植栽してください。

ウ ベランダ等

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。（構造の類似するバルコニーやテラス等も含む。）

樹木、芝、草花等（多年草に限る）を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。ただし、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分の面積を含めることができる場合もあります。

可動式植栽基盤（植栽ます等）を用いる場合は、容量100リットル以上のものを緑化面積の算入対象とします。

複数階においてベランダ等を緑化した際、平面図上で緑地帯等が重なってしまう場合は、各階ごとの面積を緑化面積として算出することができます。

【地上部及び建築物上における緑化の振替】

① 地上部の緑化から建築物上の緑化への振替

地上部において緑化面積を満たすことが困難な場合は、不足する面積相当分を建築物上の緑化に振り替えることができます。ただし、この振替え分については、樹木により緑化するものとします。

なお、壁面緑化には振り替えられません。

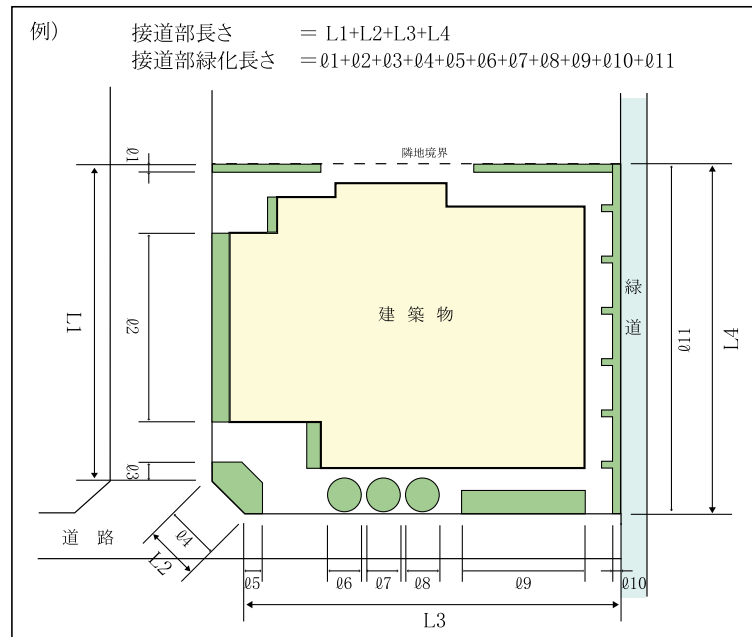
② 建築物上の緑化から地上部の緑化への振替

建築物上において緑化面積を満たすことが困難な場合は、不足する面積相当分を地上部の緑化に振り替えることができます。ただし、この振替え分については、樹木等により緑化するものとします。

(3) 接道部緑化長さの算出

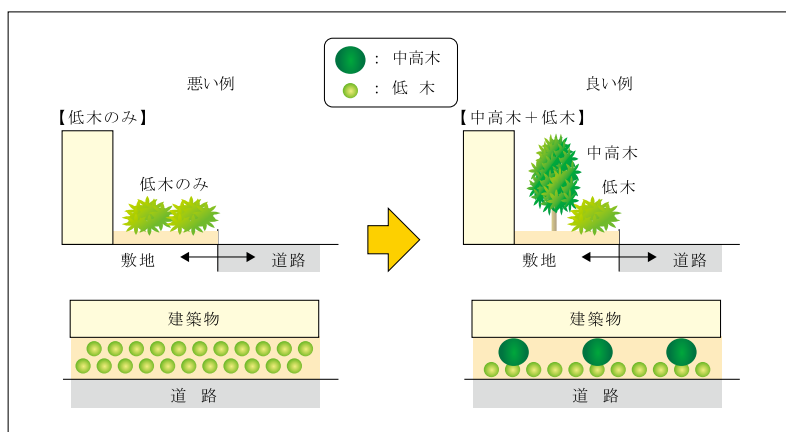
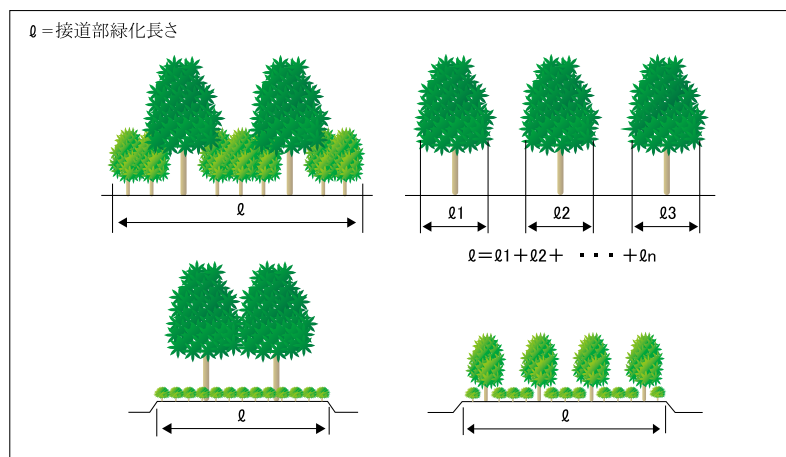
接道部緑化長さは、樹木等で緑化された長さとし、次の事項ごとに算出した長さを合算してください。ただし、緑化の長さが重複する部分は、二重算定することはできません。

また、低木のみ緑化は避けてください。



① 緑地帯又は生け垣

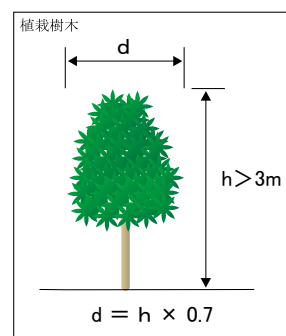
縁石等で区画され樹木で覆われた土地や生け垣の長さとして接道部緑化長さとして算入します。なお、接道部の緑地帯等の縁石などの高さは極力低くし、**できる限り 40 センチメートルを超えないようにしてください。**



② 単独木

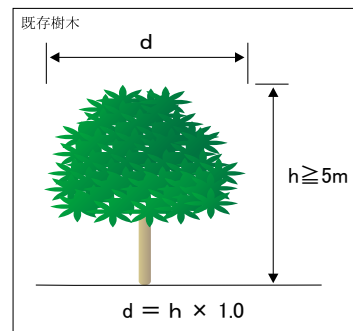
道路に面した樹冠径 d を接道部緑化長さとしします。
ただし、高木及び中木については、1本当たり2メートルを緑化の長さとして算出できます。

また、植栽時に高さが3メートル以上の高木については、その高さの7割を緑化の長さとして算出できます。



③ 既存樹木

既存樹木については、①、②により算出した長さを接道部緑化長さとしてすることができます。
ただし、高さが5メートル以上の高木については、その高さを樹冠径 d とし緑化の長さとして算出できます。

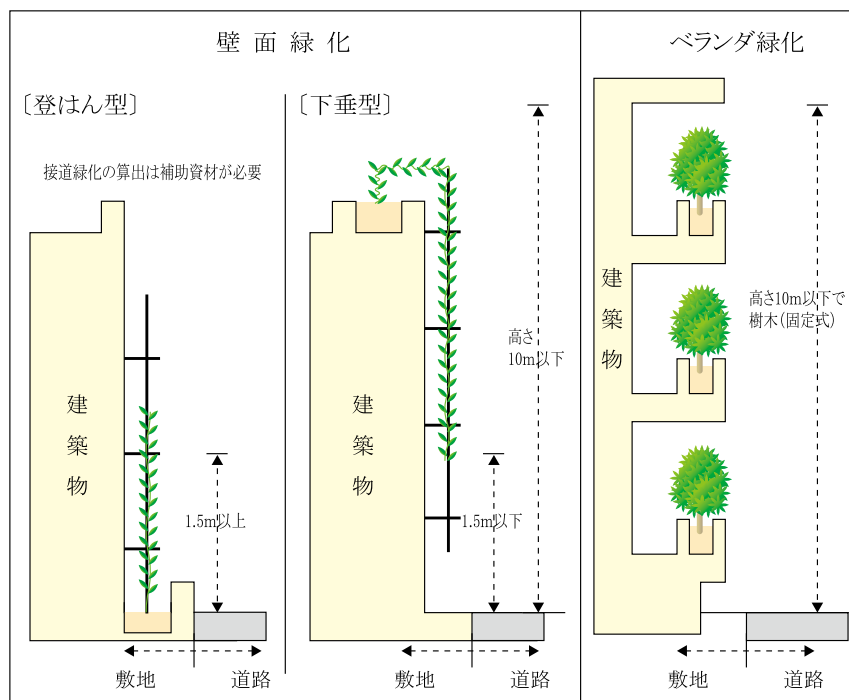


④ 屋上及びベランダ緑化

原則として、接道部に面した屋上又はベランダ等で、地上部からの高さが10メートル以下の場所を、樹木等により緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合には、①から③までにより算出された長さを接道部緑化長さとして算入することができます。

⑤ 壁面緑化

原則として、接道部に面した壁面で、地上部からの高さが10メートル以下の部分（将来的には目の高さ（1.5メートル程度）の部分まで）をツル植物等により緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合には、その水平方向の長さを接道部緑化長さとして算出することができます。



※ ①～⑤において、道路から5メートル程度以内で、植栽が直接見通せれば、接道緑化長さに算出できます。ただし、低木のみの緑化は避けてください。

6 手続の流れ

(1) 事前相談

緑化計画書の作成に当たっては、あらかじめ緑化計画書等の提出先に事前相談をしてください。来庁の際には、あらかじめ電話等で打合せ日時の御予約をお願いいたします。

事前相談の際には、①から⑥までの資料を御提出ください。

なお、事前相談は、土地所有者、事業者又は代理人から受け付けます。

「公図の写し」に記載いただいた土地所有者名と事業者名が一致しない場合、売買契約書・承諾書等の写し（抜粋可）をご提示いただく場合があります。

- ① 案内図（行為の場所を明らかにするもの）
- ② 公図の写し（行為地及び周辺の土地所有者名を記入のこと）
- ③ 現況図（樹木、工作物の位置、周囲の状況、写真撮影位置・方向等を記入のこと）
- ④ 計画図（行為地内の土地利用計画図、建築物等の平面図、求積等）
- ⑤ 現況の写真（行為地及び周囲を撮影したもの。番号を振り現況図に撮影位置等を記入のこと）
- ⑥ 面積関係図面（行為地の敷地面積及び建築面積等が分かる図版）

また、総合設計制度、再開発等促進区、高度利用地区、特定街区の適用を受ける施設又は東京都環境影響評価条例の適用を受ける施設については、あらかじめその旨お申し出ください。

行為地内の樹木の伐採、切土、盛土、水抜きなどを行うことは、工事に着手したことになりますので、ボーリング調査及び文化財調査等のためであっても届出前に行わないようにしてください。

また、開発のための工作物等の解体行為も着手とみなされることがありますので、解体前に相談するようお願いいたします。

(2) 緑化計画書の提出

緑化計画書（第2号様式）は、次の①から④までの該当する時期までに、**正・副各1部**を提出してください。

- ① 建築基準法第6条による建築確認を受ける場合は、建築確認申請の前
- ② 同法第18条第2項による通知の前
- ③ 都市計画法第29条による開発行為の許可を受ける場合は、許可申請の前
- ④ ①、②、③以外については、工事着手の前

(3) 緑化計画書の作成

緑化計画書の提出に当たっては、次の書類を作成して添付してください。その際は、19ページのチェックリストを御利用ください。なお、図書は原則A4又はA3判とするが、面積・延長の根拠図面については、数値が確認できるスケールで作成してください。

なお、必要に応じて資料の補足をお願いする場合があります。また、率、面積及び長さは、**小数点以下第2位（3位を切捨）**まで記入してください。

緑化計画書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
① 緑化計画書 (第2号様式)	21ページを参照
② 位置図 (案内図)	区域の位置及び方位を表示し、規模に応じて分かりやすい縮尺とすること。 設置施設名を明示し、所在地を 住居表示 で記入すること。
③ 緑化計画平面図 (地上部及び建築物上)	敷地（土地）の利用形態が分かる平面図を用い、次の内容で作成し、着色すること。 ア 敷地 敷地の境界は、 赤色 の実線で着色し、囲むこと。

③ 緑化計画平面図 (地上部及び建築物上)	イ 建築物等 敷地内の建築物（既設・新設）は、黄色の実線で着色し、囲むこと。その他、工作物（よう壁・フェンス・塀等）がある場合は、構造及び位置を明示すること。 ウ 緑地帯等 緑地帯及び単独木（以下「緑地帯等」という。）の位置、樹木等の種類、本数及び高さを明示し、次の例により着色すること。 ・地上で既存の緑地帯等は、オレンジ色 ・地上で新たに設ける緑地帯等は、緑色 ・建築物（屋上・壁面・ベランダ等）上の樹木の緑地は緑色、芝・草花等の緑地は黄緑色 エ その他 接道部長さ及び接道緑化長さを記入し、接道部長さ、接道部緑化長さ、緑化率の計算式を記載すること。
④ 緑化面積等 計算図表 (地上部及び建築物上)	緑化面積等計算図は、緑化計画平面図の中の緑地を求積した図面とすること。 ・図面には、敷地面積、建築面積、建蔽率、屋上面積及び緑化基準の算定式、緑化面積、屋上緑化面積等の根拠を記載すること。 ・面積の算定方法は、三斜求積を基本とするが、C A Dによる座標求積も認める（C A Dにより算定したことを図面上で明記すること）。 なお、三斜求積を用いた場合は、計算表において計算式を記載すること。
⑤ 屋上平面図 (屋根伏図)	屋上平面図（屋根伏図）は、屋上の構造、利用形態等が分かる平面図とすること。 ・屋上面積（利用可能面積）の範囲を明示し、屋上面積の求積の計算表を記載すること。
⑥ 緑化計画断面図	緑化計画平面図の中の接道部及び敷地境界の構造を次の内容で作成すること。 また、断面の箇所は、最低でも2辺で各1箇所、計2箇所以上を図示すること。 ア 地上部の緑化は、当該断面部の植栽状況（樹種及び高さ）を図示し、接道部等の高低差及びフェンス・塀を設置する場合は構造及び高さを示すこと。 イ 建築物上（屋上・壁面・ベランダ等）の緑化は、建築物を含んだ断面を図示し、次の内容を明示すること。 ・屋上又はベランダ等（ルーフバルコニー、ルーフテラス等）緑化の場合は、緑化断面の構造及び土壌厚を図示し、転落防止柵等を設置する場合は形状及び高さを示すこと。構造が異なるものがある場合は、全て図示すること。 ・壁面緑化の場合は、壁面又は補助資材の構造及び高さを示すこと。構造が異なるものがある場合は、全て図示すること。
⑦ 建築物立面図	・立面図は、建築物の形状が分かるものを2面以上添付すること。 ・屋上への吹抜け等がある場合は、建築物の断面図を添付すること。

⑧ 樹木等一覧表 (別紙)	・地上部では、樹木（高木・中木・低木）の種類、高さ及び本数を記入すること。既存樹木と植栽樹木とは分けて記載すること。在来種か否かを記載すること。 ・建築物の屋上では、樹木（高木・中木・低木）及び芝・草花等（多年草に限る。）の種類、高さ、本数（株数）及び面積を記入すること。 ・建築物の壁面・ベランダ等では、樹木（高木・中木・低木）及び芝・草花等（多年草に限る）の種類、高さ（壁面の緑化で補助資材を用いる場合は、補助資材の高さ）、本数（株数）及び面積を記入すること。
------------------	--

（４） 緑化計画書の交付

緑化計画書の計画内容等を審査、確認した後、受付印を押して「緑化計画書（副本）」を交付します。

（５） 緑化計画の変更

緑化計画書を提出した後、計画内容を変更しようとする場合は、あらかじめ担当者に変更内容の相談を行い、その指示に従ってください。

変更手続が必要な場合は、次のいずれかの場合です。

- ① 事業者が変わる場合（*代表者名が変わるだけの場合は必要ありません。）
- ② 敷地面積が変わる場合（*測量精査等による軽微な増減の場合は必要ありません。）
- ③ 緑化面積、接道部緑化長さ、緑地帯の形状等が大幅に変わる場合
- ④ 完了予定年月が大幅に延びる場合

☆ 上記にかかわらず、緑化基準（地上部、建築物上、接道部）への適合にかかわる場合は、必ず相談を行ってください。

変更手続を行う場合、「緑化計画書（第2号様式）」の表題横に朱書きで「（変更）」と記載し、変更内容が確認できる図書を添付して正・副各1部を提出してください。

なお、緑化完了書提出時の報告等により手続を省略できる場合もありますので、担当者へ御相談ください。

（６） 緑化完了書の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、速やかに「緑化完了書（第3号様式）」を作成し、**正・副各1部**を提出してください。

（７） 緑化完了書の作成

緑化完了書には、次の資料を添付してください。（31 ページ参照）

- ① 緑化完了書（第3号様式）
- ② 緑化完了平面図
緑化計画平面図に準じて作成し、写真の撮影方向、写真番号を記入してください。

③ 完了写真

②の全ての緑地について写真（カラー、L判程度）を添付してください。その際、それぞれの緑地の状況が十分確認できる位置及び距離から撮影し、接道部の緑化については道路側から撮影したものも含めてください。高木については、原則、本数を確認できるように撮影してください。

なお、写真はデジタルカメラで撮影しカラーでプリントしたものでかまいません。

④ 樹木等一覧表

⑤ その他

緑化計画書の届出の内容に変更が生じ、（５）の変更手続を省略した場合（緑化面積や接道部緑化延長の軽微な増減、樹種の変更、樹木本数の軽微な増減など）は、変更内容が確認できる図書（図面、求積等）を添付してください。

（８） 緑化完了書の提出

緑化完了書の完了内容等を審査、確認した後、受付印を押して「緑化完了書（副本）」を交付します。

緑化完了の確認は、必要に応じて「現地での完了検査」を行います。

（９） 緑化計画書の廃止について

緑化計画書の届出を行った後、当該事業計画を廃止する場合は、廃止届を提出してください。

なお、様式については、担当者へお問い合わせください。

(10) 手続用のチェックリスト

【事前相談】

			確認欄
1	案内図	行為地の位置が明示され、所在地が住居表示で記入されている。	
2	公図の写し	行為地及びその周囲の土地所有者名、地目及び公簿面積が記入されている。	
3	現況図	樹木、工作物の位置、周囲の状況、写真撮影位置・方向等が記入されている。	
4	計画図	行為地内の土地利用計画図、建築物の平面図、敷地面積の求積図等であること。	
5	現況の写真	行為地及び周囲が撮影されている。番号を振り現況図に撮影位置等が記入されている。	
6	面積関係図面	行為地の敷地面積及び建築面積等が分かる図であること。	
	その他	都市計画区域、建蔽率（建築基準法第53条第1項及び第3項）、用途地域、関係法令についてあらかじめ御確認ください。	

【緑化計画書】

表紙		確認欄
名称、所在地、施設の種類	件名、所在地、施設の種類の記載されている。	
緑地管理者	予定されている緑地管理者が記載されている。	
法定建蔽率	あん分計算の場合は、添付されている計算書と整合がとれている。	
敷地面積、建築面積、屋上面積、接道部延長	各々が添付されている根拠図面や求積図等と整合がとれている（利用可能な屋上がない場合、屋上の形状等がわかる図面などを添付）。	
基準	様式をダウンロードした場合は自動入力されている。	
緑化面積、接道部緑化	緑化計画平面図等と整合がとれている。	

添付書類（原則、A 4 又は A 3 判とする）			確認欄
1	法定 建蔽率	あん分計算の場合は、計算書が添付されている。	
2	敷地面積	緑化計画の区域としている敷地の根拠図面と求積図（開発区域と必ずしも同一ではない）が添付されている。	
3	建築面積	根拠図面等の文書と求積が添付されている。	
4	接道部延長	図面に接道部の長さ（寸法と計算）が記載されている。	
5	位置図	行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すものが記載されている。	
6	緑化計画 平面図	地上部、建物上緑化それぞれの緑地の区域、及び植栽・残存する樹木等の種類・高さ・本数が記載されている。	
7	緑化面積等 計算図表	緑地の位置を図示し、緑地の寸法、緑地面積、接道部長さ、接道部緑化長さが記載されている（接道部に関しては図面を分けてもよい。）。	
		CAD 求積の場合、「CAD 求積による」との記載がある。	
		CAD 求積の場合、小数点以下の取扱いで足し算が合わないことがあるので、電卓等により計算を確認済みである。	
8	屋上平面図	利用可能な屋上がない場合も、屋上の状況がわかる平面図などが添付されている。	
		利用可能な屋上面積に屋根のないバルコニーを含めている。	
9	緑化計画 断面図	敷地内の代表的な緑化について、いくつか断面図で示している。	
10	建物立面図 建物断面図	建物立面図が2面以上ある。 吹き抜けがある場合、建物断面図が添付されている。	
	その他	ファイル等にとじていただく必要はありません。 ホチキス等でとじて提出してください。	

7 緑化計画書等の記入例

緑化計画書記入例

緑化計画書

〇〇〇年 4月 1日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

東京都知事 殿

〔代理人〕

〒100-0011

〔事業者〕

〒163-8001

住 所 新宿区新宿〇丁目××番6号

住 所 新宿区西新宿二丁目8番1号

氏 名 株式会社 〇〇設計 一級建築士事務所

氏 名 △△△不動産株式会社
代表取締役 東京 太郎

電話番号 03-9876-5432

電話番号 03-1234-5678

担当者氏名: 中村

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

名 称	(仮称)千代田区内神田〇丁目計画 新築工事			☒ 新築	☐ 改築、増築
行 為 地	千代田区 内神田〇丁目□□番14号				
施設の種類	共同住宅			緑地管理者	△△△不動産(株)
法定建蔽率	敷地面積	建築面積	屋上面積(利用可能部分)	接道部延長	
60.00%	1,416.24 m ²	619.34 m ²	124.58 m ²	E	74.70 m

基 準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ(率)
A	147.29 m ²	B 24.92 m ²	C=A+B 172.21 m ²	D 44.82 m (60 %)

◎緑化計画の策定に当たっては、①≥A, ④≥B, ⑥≥C, ⑦≥Dとなるように緑化面積を確保すること。

緑 化 面 積	地 上 部	緑化面積(樹木)	高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	46.04 m ²	1 本	43 本	本	44 本
	植栽樹木	162.25 m ²	18 本	64 本	612 本	694 本
	計	① 208.29 m ²	19 本	107 本	612 本	738 本
	建築物上	緑化面積(樹木)	芝・草花等の面積		計	
	屋 上	2.89 m ²	35.00 m ²		37.89 m ²	
	壁 面		m ²		m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²		m ²	
	(既存)	m ²	m ²		m ²	
	計	② 2.89 m ²	③ 35.00 m ²	④=②+③ 37.89 m ²		37.89 m ²
	合 計	⑤=①+② 211.18 m ²	③ 35.00 m ²	⑥=③+⑤ 246.18 m ²		246.18 m ²
	緑化面積 の振替	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		振替面積	振替場所	□建築物上から地上部へ □地上部から建築物上へ

接道部緑化	地 上 部	建 築 物 上	緑化長さ合計	緑 化 率
	61.88 m	□ベランダ m □壁 面 m	⑦ 61.88 m	⑧=⑦/E 82.84 %

◎ 完了予定年月 〇〇〇年3月

※受付処理欄	受 付 番 号 ・ 受 付 年 月 日	処 理 欄

備考 1 ※受付処理欄は、記入しないこと。

2 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(屋上も含む。)、緑化計画断面図、緑化面積等計算図表、建築物立面図(2面以上)、樹木等一覧表(別紙)等を添付すること。

緑化計画書の記入要領

緑化計画書(第2号様式)には、次の内容を記入してください。
なお、率、面積及び長さは、小数点以下第2位(3位を切捨て)まで記入してください。

7 緑化計画書等の記入例

本計画書の届出に代理人をたてる場合、民法に基づく代理人業を請け負った法人等(所在地、電話番号、法人名、担当者名等)

設置する施設の名称(計画名)、行為地(住居表示)及び種類(事務所、共同住宅等)

施設を設置する敷地及び一体利用となる敷地における建築条件、敷地条件等

緑化面積及び接道部緑化長さ、率の基準値

緑化計画書

年 月 日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

東京都知事 殿

〔代理人〕〒

〔事業者〕〒

住所

住所

氏名

氏名

電話番号

電話番号

担当者氏名:

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)

名 称

☐新築 ☐改築、増築

行 為 地

施設の種類

緑地管理者

法定建蔽率

敷地面積

建築面積

屋上面積(利用可能部分)

接道部延長

基準

地上部の緑化面積

建築物上の緑化面積

緑化面積計

接道部緑化長さ(率)

②緑化計画の策定に当たっては、①≧A、④≧B、⑥≧C、⑦≧Dとなるように緑化面積を確保すること。

地上部

緑化面積(樹木)

高 木

中 木

低 木

計

既存樹木

㎡

本

本

本

本

植栽樹木

㎡

本

本

本

本

計

①

㎡

本

本

本

本

建築物上

緑化面積(樹木)

芝・草花等の面積

計

屋 上

㎡

㎡

㎡

壁 面

㎡

㎡

㎡

ベランダ等

㎡

㎡

㎡

(既存)

㎡

㎡

㎡

計

②

㎡

③

㎡

④=②+③

㎡

合 計

⑤=①+②

㎡

③

㎡

⑥=③+⑤

㎡

緑化面積の振替

建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由

振替面積

振替場所

☐建築物上から地上部へ ☐地上部から建築物上へ

接道部緑化

地上部

建築物上

緑化長さ合計

緑 化 率

㎡

☐ベランダ ☐壁 面

㎡

⑦

㎡

⑧=⑦/E

%

②完了予定年月

年 月

※受付処理欄

受付番号・受付年月日

処 理 欄

備考

1 ※受付処理欄は、記入しないこと。

2 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(屋上も含む。)、緑化計画断面図、緑化面積等計算図表、建築物立面図(2面以上)、樹木等一覧表(別紙)等を添付すること。

提出時に、窓口で記入してください

施設を設置する団体・法人又は個人(所在地、電話番号、法人名、代表職、代表者名等)

原則、敷地に既存の建物がある増改築等の場合は「改築、増築」、ない場合は新築

敷地内の緑地を管理する予定者名

地上部の緑化の計画内容(既存・植栽による緑化面積及び樹木本数)

建築物上の緑化の計画内容(樹木その他による緑化場所別の面積)

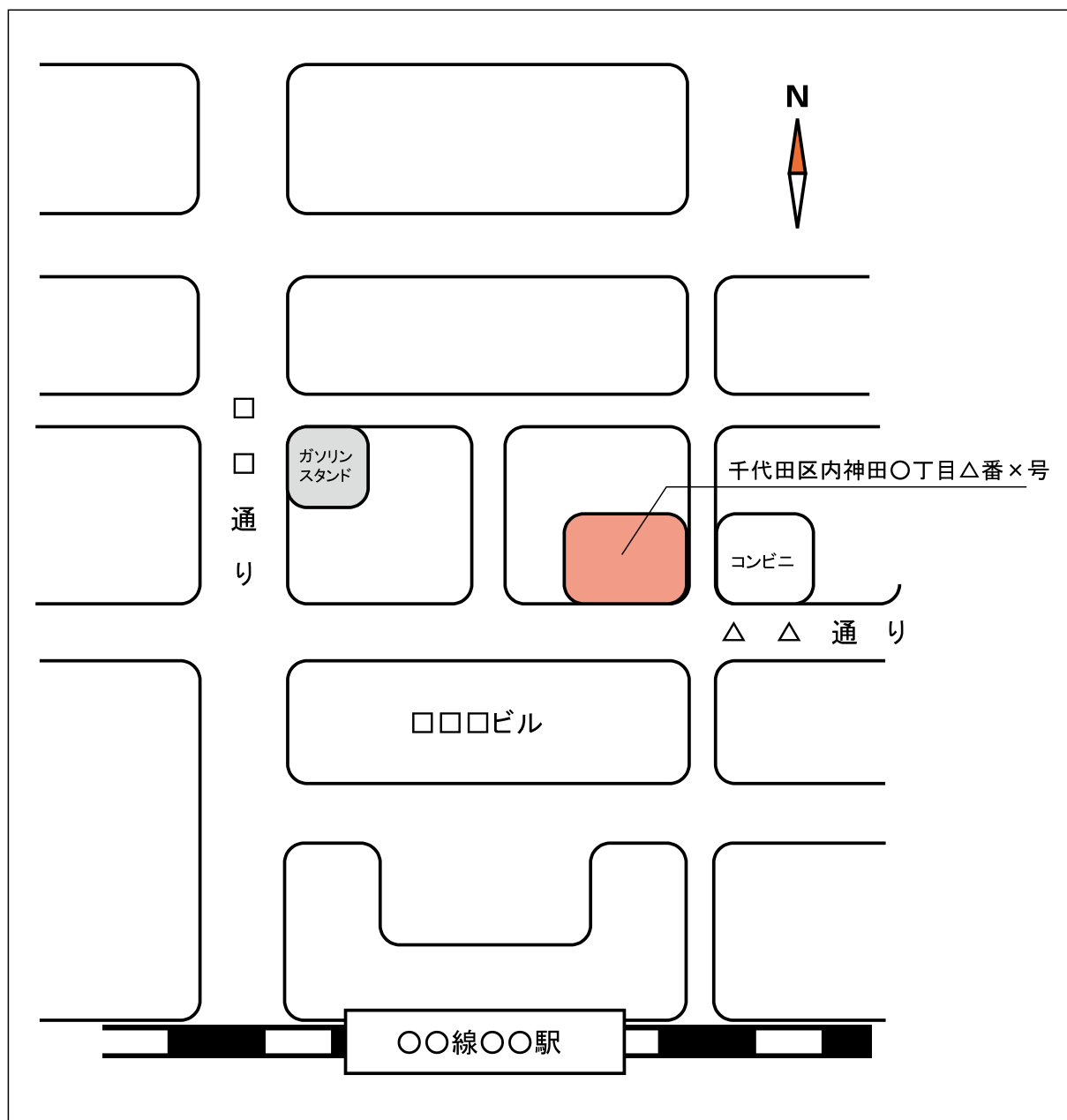
地上部及び建築物上の基準をそれぞれの場所で確保できないため、緑化面積の振り替えを行う場合の理由及び面積等振替場所は、実際に緑化を行う場所にチェックを入れてください。

緑化の完了予定年月

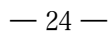
※ 緑化計画書、樹木等一覧表及び緑化完了書は、東京都環境局のホームページからダウンロードできます。表紙の裏に記載されているアドレスを御覧ください。

※ 提出する際は、「印刷用」シートを印刷して御提出ください。

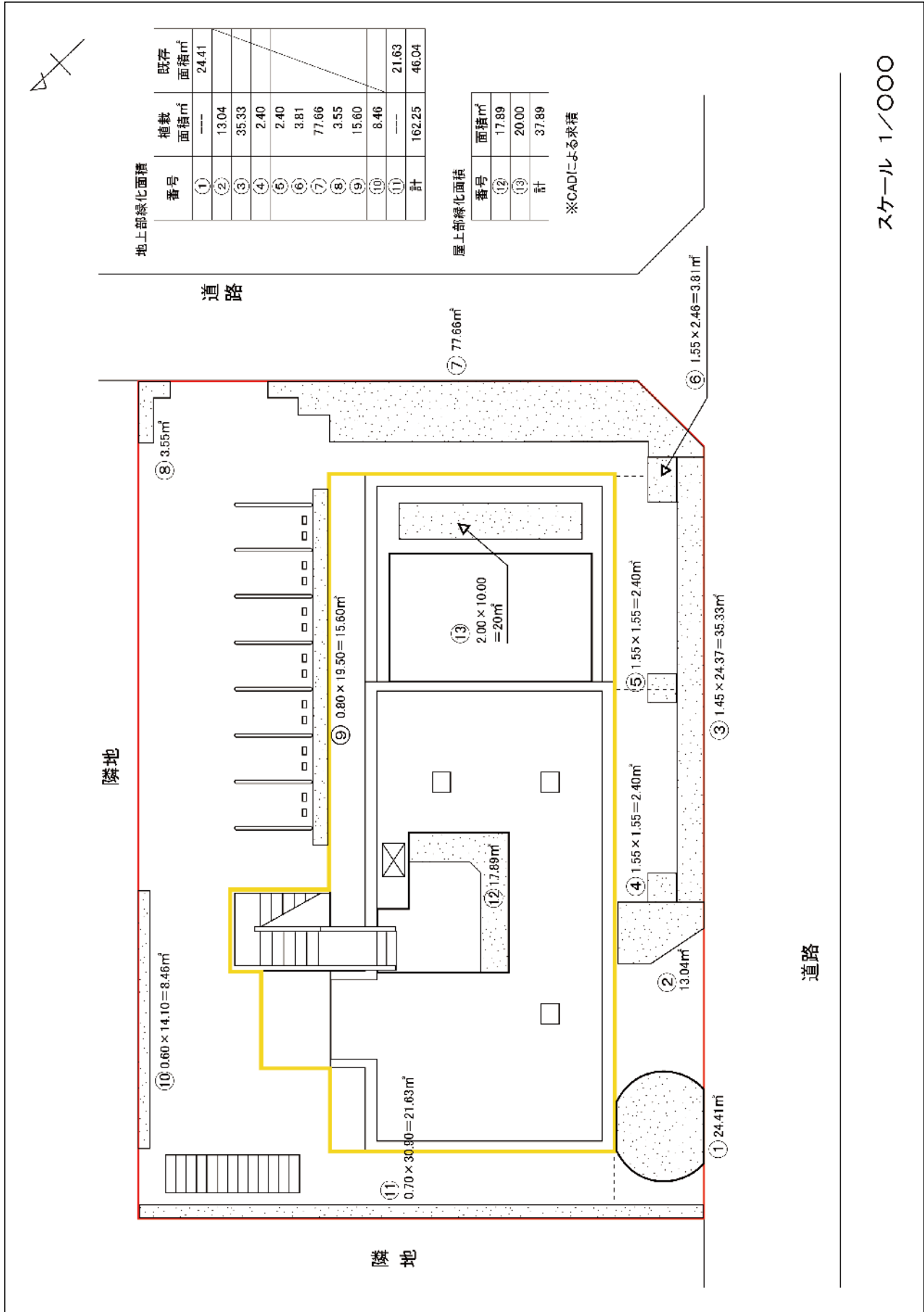
位置図 作成例



7 緑化計画書等の記入例



緑化面積等計算図 作成例



記載事項の例

緑化基準の算定

$$\begin{aligned} A: & (1,416.24 - 619.34) \times 0.2 = 159.38 \text{ m}^2 \\ B: & \{1416.24 - (1416.24 \times 0.60 \times 0.8)\} \times 0.2 = 147.29 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

A > Bにより、**B: 147.29m²**が地上部緑化の基準面積

地上部の緑化面積

記号	計算式	植栽樹木 面積(m ²)	既存樹木 面積(m ²)
①		---	24.41
②		13.04	---
③	1.45 × 24.37	35.33	---
④		2.40	---
⑤		2.40	---
⑥	1.55 × 2.46	3.81	---
⑦		77.66	---
⑧		3.55	---
⑨	0.80 × 19.50	15.60	---
⑩		8.46	---
⑪	0.70 × 30.90	---	21.63
小計		162.25	46.04
合計		208.29	

建築物上の緑化面積

屋上部

記号	計算式	樹木 面積(m ²)	芝草等 面積(m ²)
⑪		2.89	15.00
⑫	2.00 × 10.00	---	20.00
小計		2.89	35.00
合計		37.89	

接道部長さ

$$42.15 + 5.30 + 27.25 = 74.70\text{m}$$

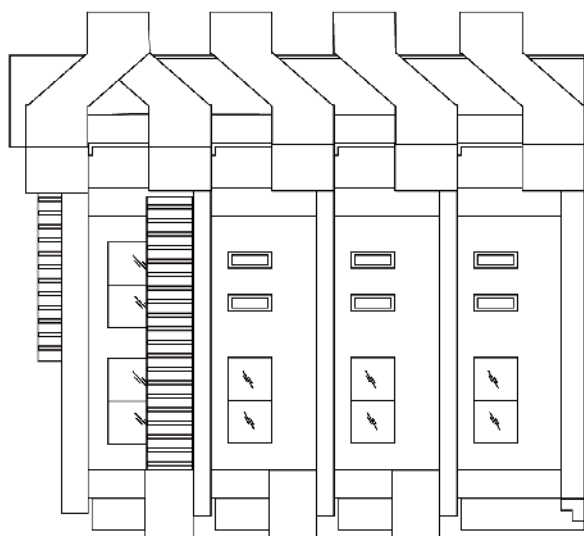
接道部緑化長さ

$$0.70 + 6.00 + 28.12 + 5.30 + 20.05 + 1.71 = 61.88\text{m}$$

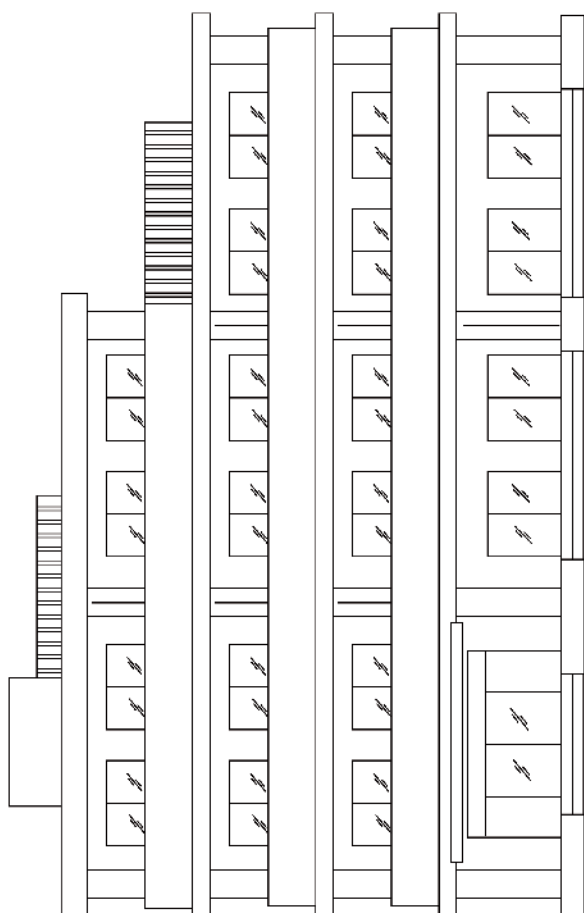
接道部緑化率

$$61.88 \div 74.70 = 0.82838 \Rightarrow 82.84\%$$

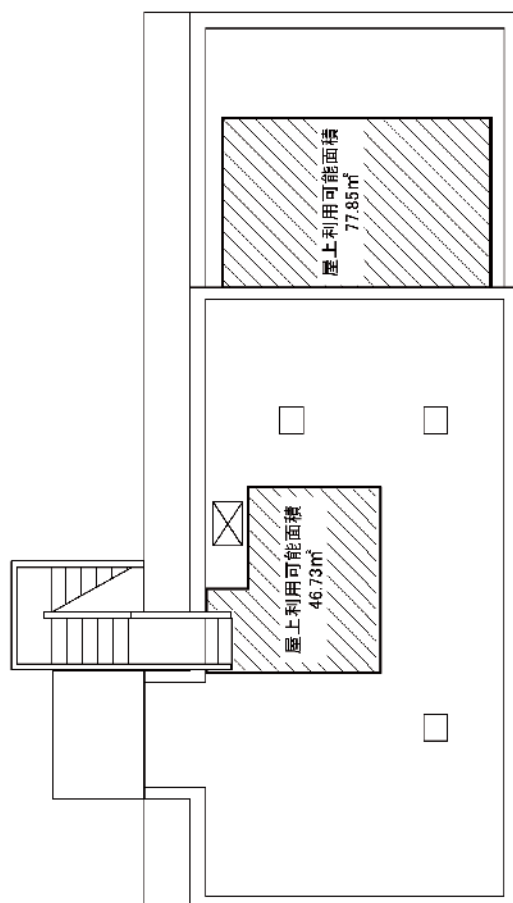
法定建蔽率	60.00 %
A: 敷地面積	1416.24 m ²
B: 建築面積	619.34 m ²
C: 屋上面積	124.58 m ²
D: 地上部の緑化面積	208.29 m ²
地上部の緑化率(D/(A-B))	26.13 %
E: 建築物上の緑化面積	37.89 m ²
建築物上の緑化率(E/C)	30.41 %
接道部長さ	74.70 m
接道部緑化長さ	61.88 m
接道部緑化率	82.84 %
緑化面積合計(D+E)	246.18 m ²



東側立面図



南側立面図

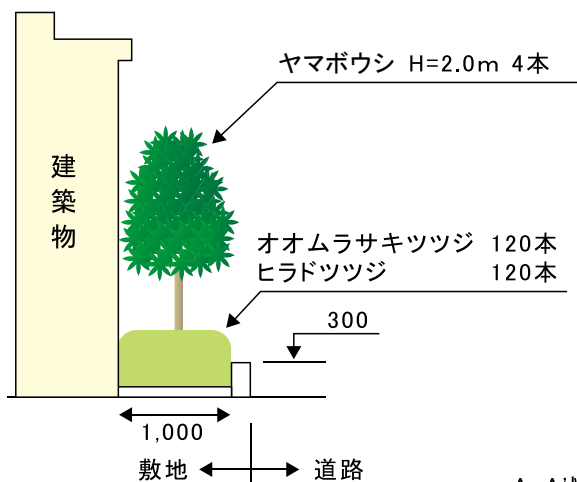


屋上平面図

緑化計画断面図 作成例

接道部

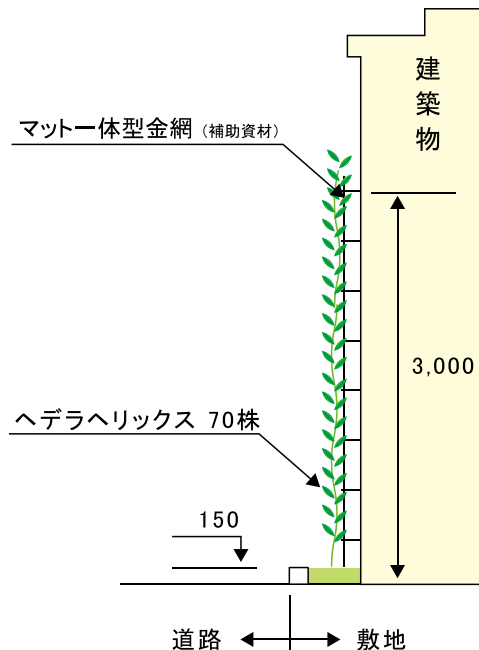
SCALE:1/〇〇



A-A'断面

壁面部

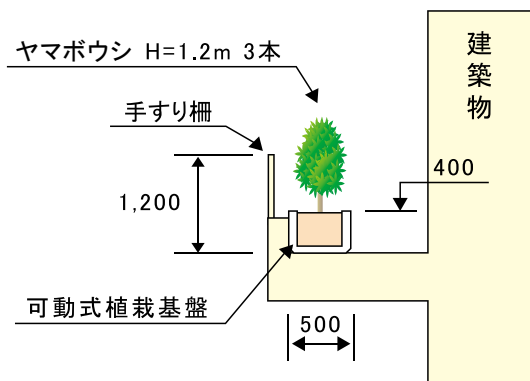
SCALE:1/〇〇



B-B'断面

ベランダ

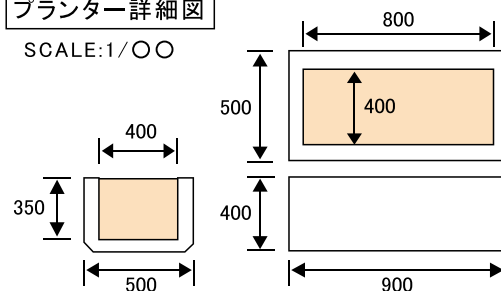
SCALE:1/〇〇



C-C'断面

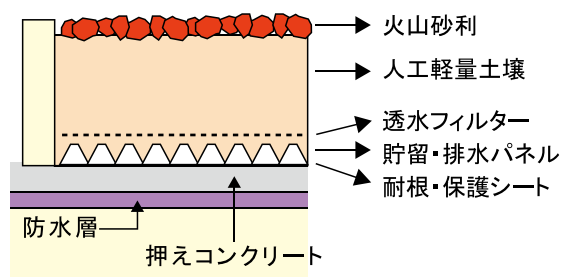
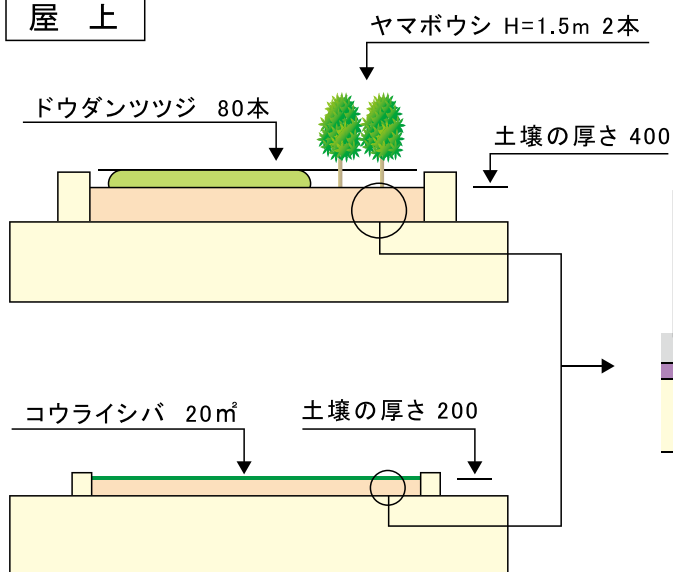
プランター詳細図

SCALE:1/〇〇



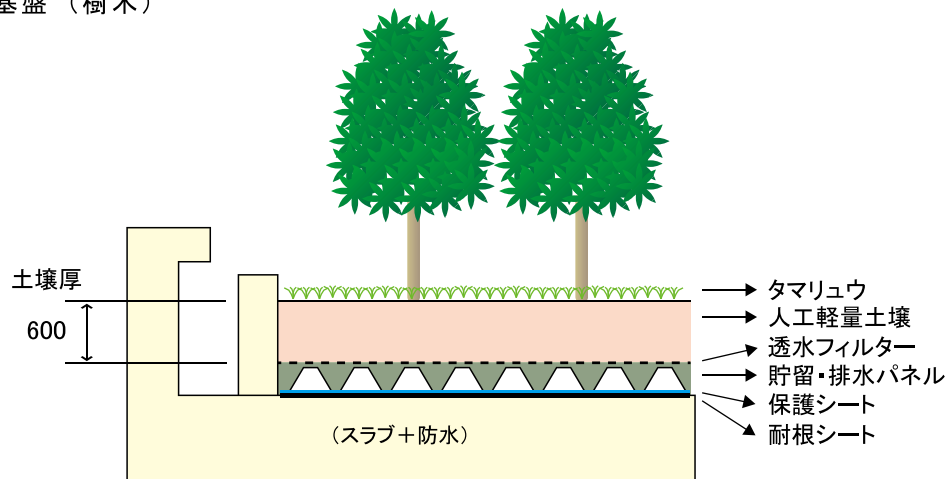
屋上

SCALE:1/〇〇

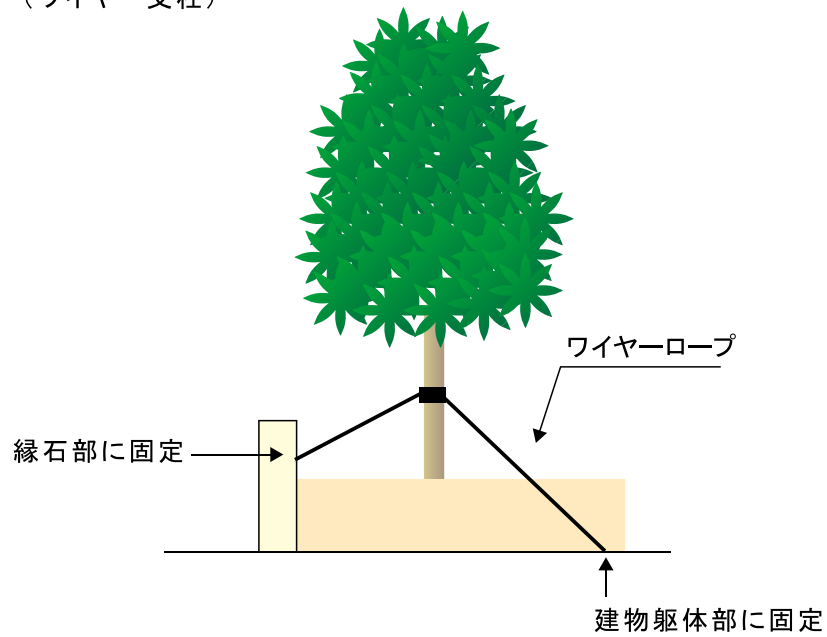


緑化計画断面図 作成例

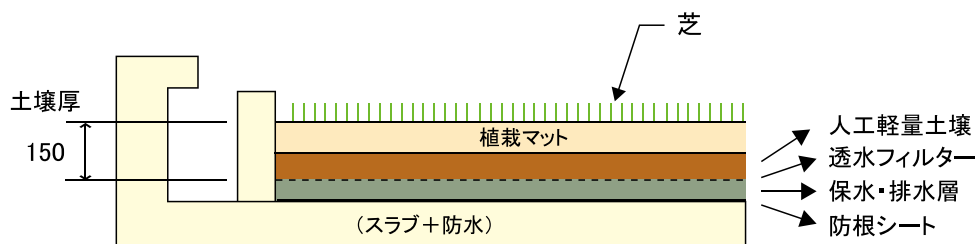
植栽基盤（樹木）



支柱詳細図（ワイヤー支柱）



植栽基盤（芝）



樹木等一覧表 記入例

別紙

樹木等一覧表

分類		植物名	高さ	規模	備考
地上部	樹木	ケヤキ	6.0 m	1 本	既存樹木、在来種
		タブノキ	4.0 m	1 本	在来種
		タブノキ	2.0 m	1 本	在来種
		エゴノキ	2.0 m	11 本	在来種
		イロハモミジ	2.0 m	5 本	在来種
			m	本	
			m	本	
		ヒイラギモクセイ	1.8 m	43 本	既存樹木
		ソヨゴ	1.2 m	5 本	
		キンモクセイ	1.2 m	5 本	
	中木	サザンカ	1.2 m	7 本	
		ベニカナメモチ	1.5 m	47 本	
			m	本	
			m	本	
			m	本	
	低木	オオムラサキツツジ	0.4 m	300 本	
		ヒラドツツジ	0.4 m	240 本	
		イヌツゲ	0.3 m	72 本	
			m	本	
			m	本	
	合 計			738 本	
建築物上（屋上・壁面・ベランダ等）	屋上	高木	m	本	
			m	本	
			m	本	
			m	本	
		中木	m	本	
			m	本	
			m	本	
			m	本	
		低木	0.4 m	25 本	
		ヒラドツツジ	0.4 m	25 本	
	壁面・ベランダ等		m	本	
			m	本	
			m	本	
			m	本	
			m	本	
	合 計			50 本	
	芝、草等	芝類		35.00 m ²	
				m ²	
				m ²	
	壁面・ベランダ等	高木	m	本	
			m	本	
		中木	m	本	
			m	本	
		低木	m	本	
	合 計			0 本	
	芝、草等			m ²	
				m ²	
				m ²	

- 注)
- 1 可動式の植栽基盤の場合には、備考欄に注記する。
 - 2 ベランダ等に設置するものは、植栽基盤の設置場所を備考欄に記入する。
 - 3 既存樹木や移植樹木がある場合は、備考欄に既存、移植の別を記入する。
 - 4 上記の内容を盛り込んだ独自の様式でもよい。

緑化完了書記入例

緑化完了書

〇〇〇年3月〇〇日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり緑化完了書を提出します。

東京都知事 殿

〔代理人〕

〒100-0011

〔事業者〕

〒163-8001

住 所 新宿区新宿〇丁目××番6号

住 所 新宿区西新宿二丁目8番1号

氏 名 株式会社 〇〇設計 一級建築士事務所

氏 名 △△△不動産株式会社
代表取締役 東京 太郎

電話番号 03-9876-5432

電話番号 03-1234-5678

担当者氏名: 中村

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者)

名 称	(仮称)千代田区内神田〇丁目計画 新築工事						☒ 新築		☐ 改築、増築	
行 為 地	千代田区 内神田〇丁目□□番14号									
施設の種類	共同住宅						緑地管理者	△△△不動産(株)		
維持管理 方法	地上部	灌水	手動	週 1 回	剪定	年 2 回	施肥	年 2 回		
	建築物上	灌水	自動	週 3 回	剪定	年 1 回	施肥	年 1 回		
特記事項										
法定建蔽率	敷地面積		建築面積		屋上面積(利用可能部分)		接道部延長			
60.00%	1,416.24 m ²		619.34 m ²		124.58 m ²		E 74.70 m			

基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ(率)
A	147.29 m ²	B 24.92 m ²	C=A+B 172.21 m ²	D 44.82 m (60 %)

◎緑化完了に当たっては、①≥A、④≥B、⑥≥C、⑦≥Dとなるように緑化面積を確保すること。

緑 化 面 積	地 上 部	緑化面積(樹木)	高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	46.04 m ²	1 本	43 本	本	44 本
	植栽樹木	162.25 m ²	18 本	64 本	612 本	694 本
	計	① 208.29 m ²	19 本	107 本	612 本	738 本
	建築物上	緑化面積(樹木)	芝・草花等の面積		計	
	屋 上	2.89 m ²	35.00 m ²		37.89 m ²	
	壁 面		m ²		m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²		m ²	
	(既存)	m ²	m ²		m ²	
	計	② 2.89 m ²	③ 35.00 m ²	④=②+③ 37.89 m ²		
合 計	⑤=①+② 211.18 m ²	③ 35.00 m ²	⑥=③+⑤ 37.89 m ²			
緑化面積 の振替	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		振替面積	振替 場所	□建築物上から地上部へ □地上部から建築物上へ	
			m ²			
接道部緑化	地 上 部	建 築 物 上	緑化長さ合計		緑 化 率	
	61.88 m	□ベランダ m □壁 面 m	⑦ 61.88 m		⑧=⑦/E 82.84 %	

◎ 計画書受付番号

平成31年4月3日

31環自緑指 第 〇〇〇 号

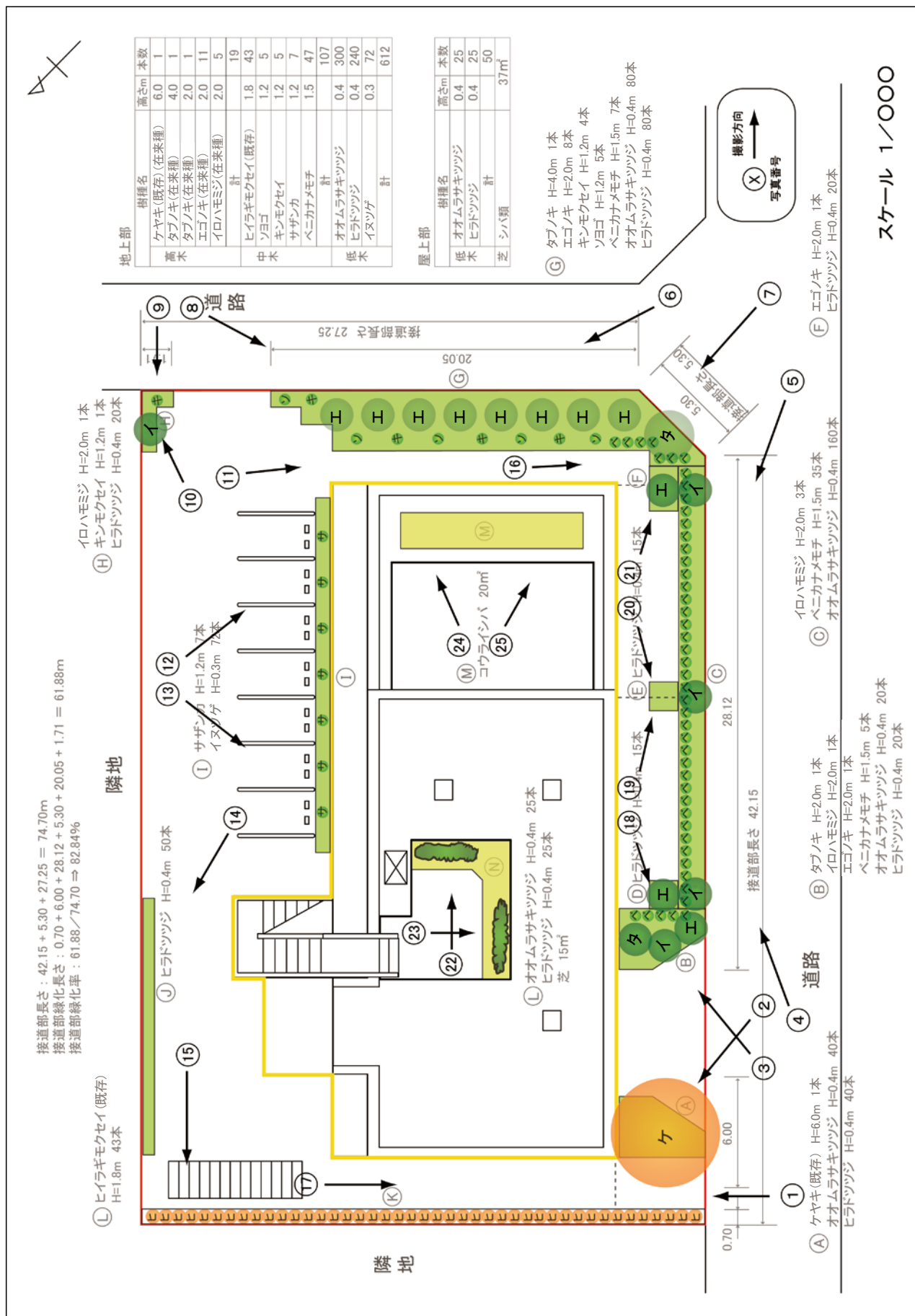
※受付処理欄	受 付 番 号 ・ 受 付 年 月 日	処 理 欄

備考 1 ※受付処理欄は、記入しないこと。

2 緑化完了の状況を示す平面図、写真等を添付すること。

3 緑化の完了内容が計画と異なった場合は、完了内容について樹木等一覧表(第1号様式別紙)を添付すること。

緑化完了平面図 作成例



8 植栽の手法例

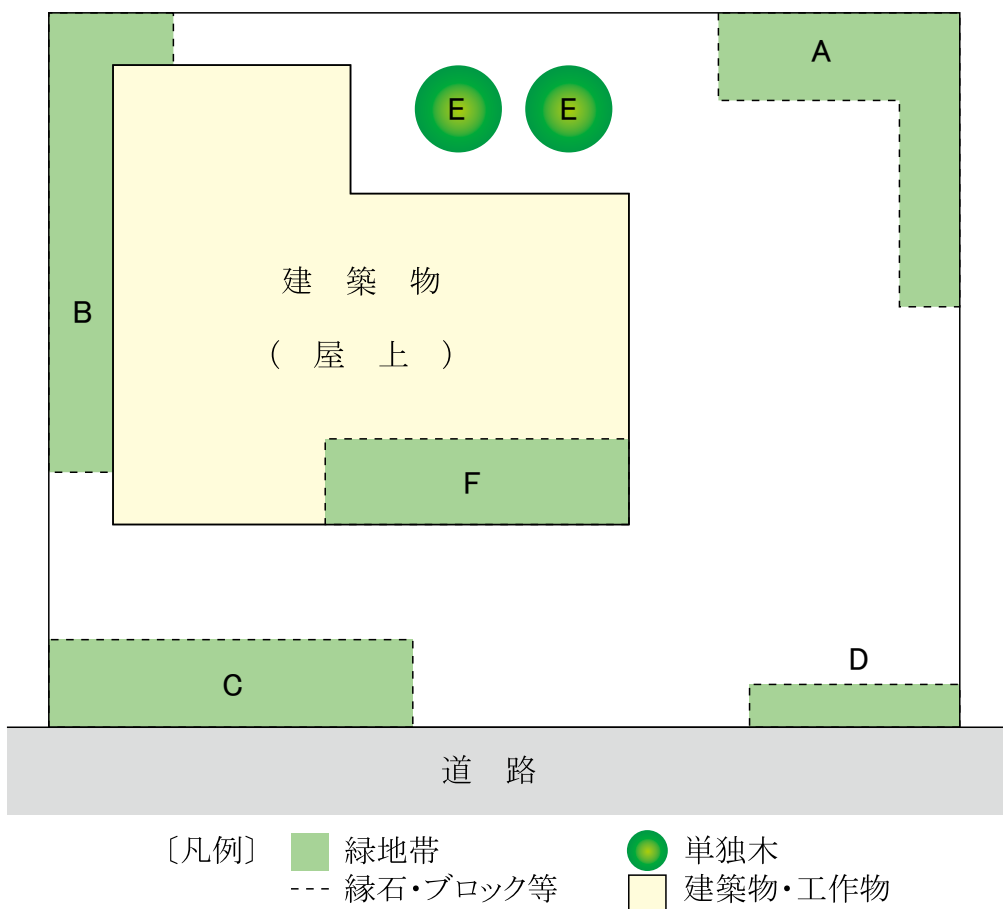
(1) 緑地の配置

植栽は、連続性と量感のある緑を確保することを主眼に、敷地の利用方法、植栽基盤、植栽する樹木の種類や形状寸法などを考慮してください。

地上部の緑化は、樹木（高木・中木・低木）で行うものとし、建築物上の緑化は、樹木以外に芝、草花等による緑化も認められます。

【配置の例】

- A：敷地内で縁石等により区画された部分を緑化したもの
- B：建築物や工作物を境に区画された部分を緑化したもの
- C：道路に接する部分を縁石等により区画し緑化したもの
- D：道路に接する部分を生け垣により緑化したもの
- E：庭に、単独木で樹木を植栽したもの
- F：建築物の屋上の一部を区画し緑化したもの（樹木以外でも可）



(2) 樹木の配置

① 樹木の本数

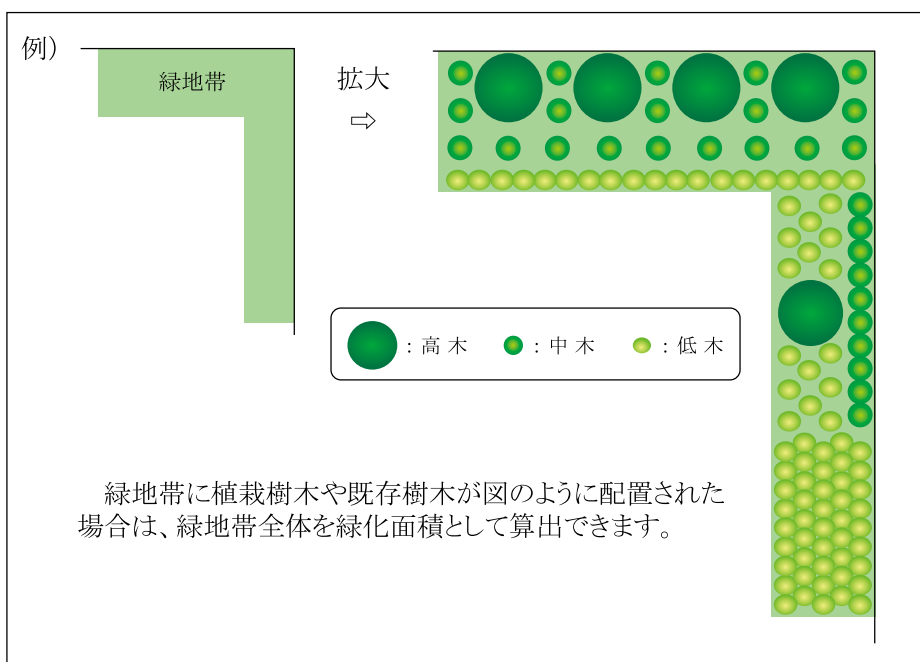
樹木の標準植栽本数は、(植栽を計画する面積に対して) 10 平方メートル当たり、「高木 1 本+中木 2 本+低木 3 本以上」としてください。

② 緑地帯の幅

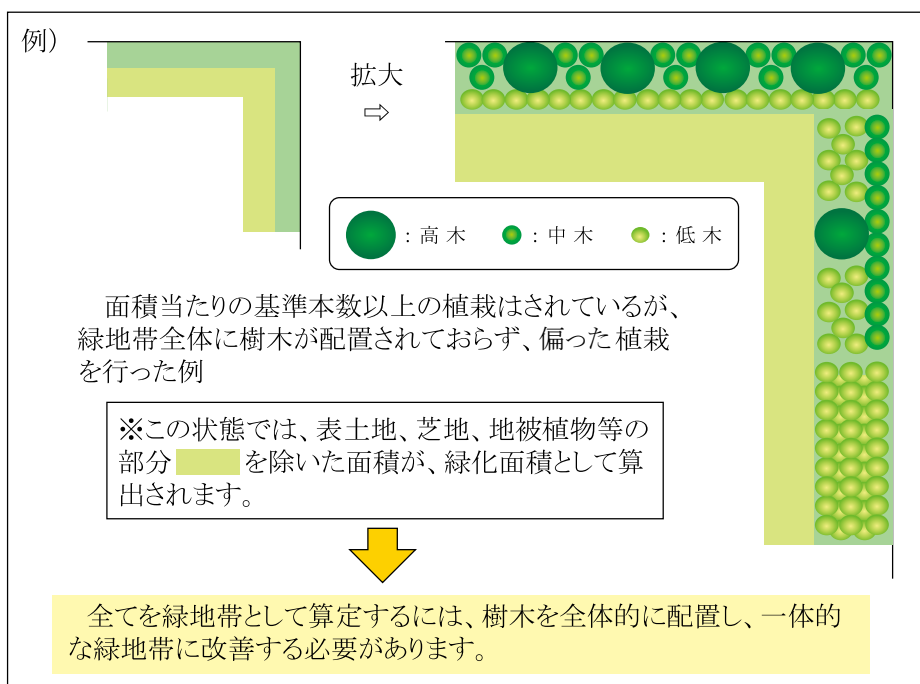
緑地帯の幅及び長さは、それぞれ 50 センチメートル以上確保してください。

③ 樹木の配置

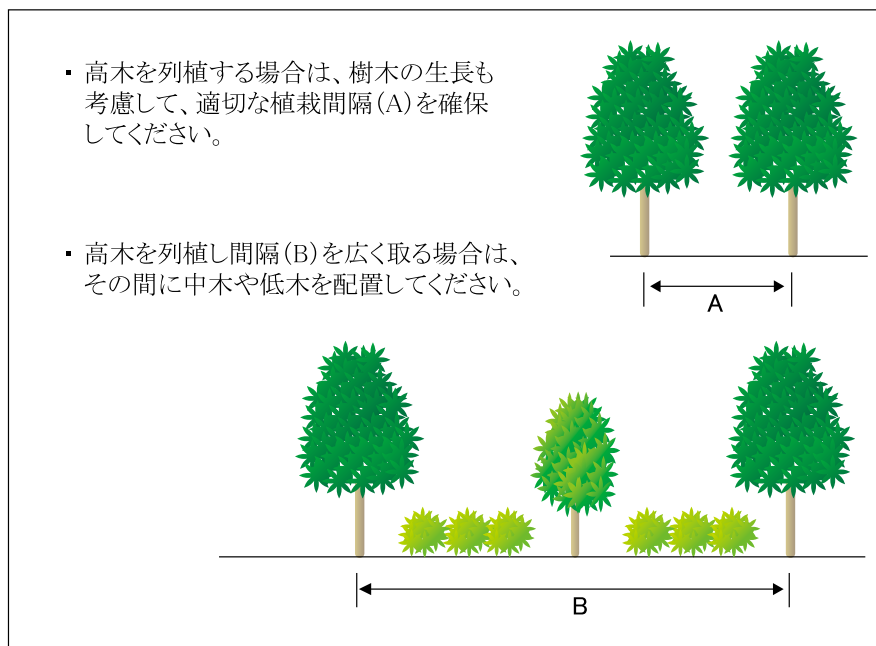
樹木は地表が樹木で覆われるよう緑地帯全体に配置し、一部に偏ったりすることがないようにしてください。



※ 緑地帯において樹木が一部に偏っている植栽例



④ 高木による緑化

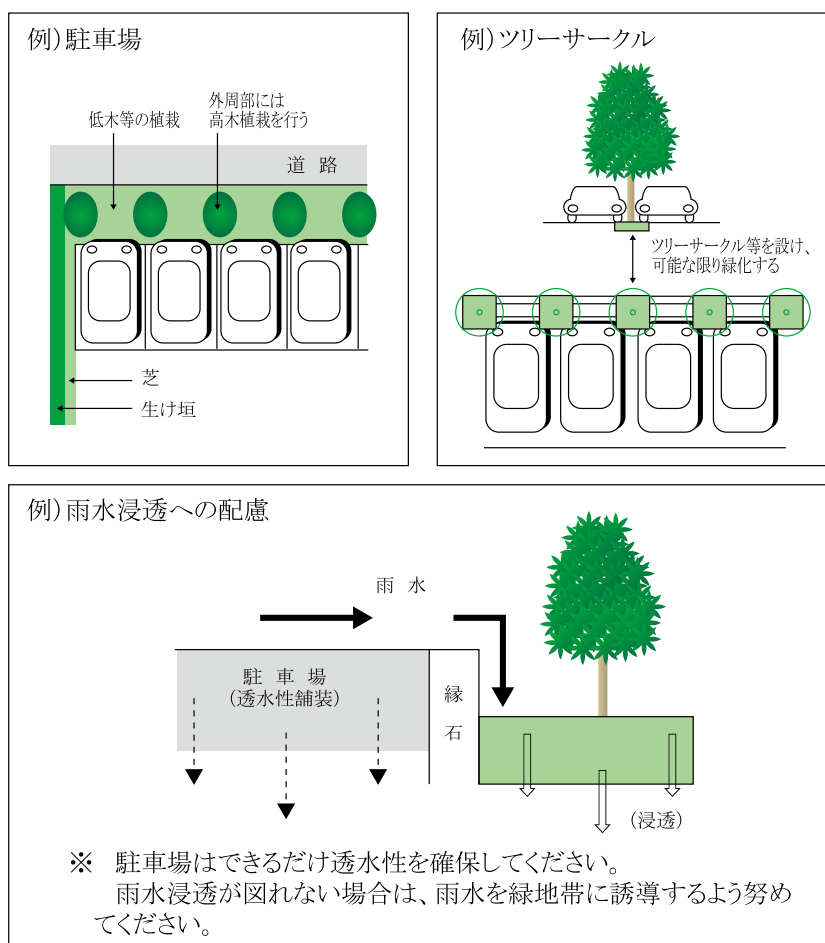


⑤ その他

ア 駐車場の緑化

駐車場では、外周に高木植栽を行うとともに、車止め後方に植栽基盤を設け中木、低木などによる緑化に努めてください。

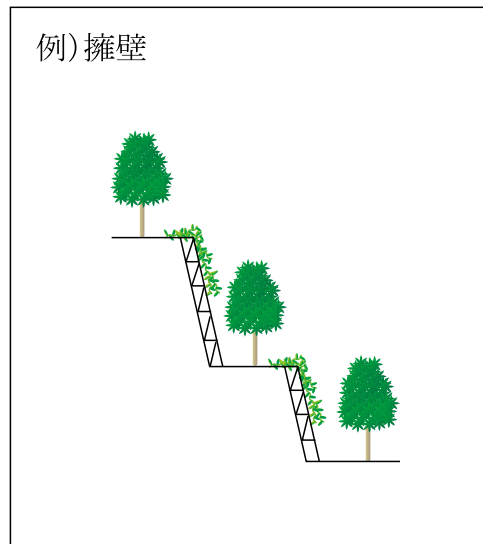
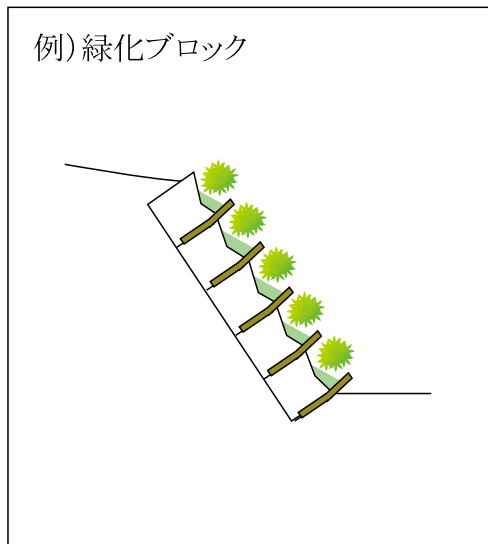
また、可能な限りツリーサークルなどを設け、緑化率を高めるようにしてください。



イ 特殊な地形等

【法面】 低木植栽を中心とし、必要に応じてツタ植物や地被植物の植栽や種子吹き付け等により、地表面を覆うよう努めてください。

【擁壁】 緑化ブロック等の使用やツタ植物等の植栽により、できるだけ擁壁を覆うよう努めてください。

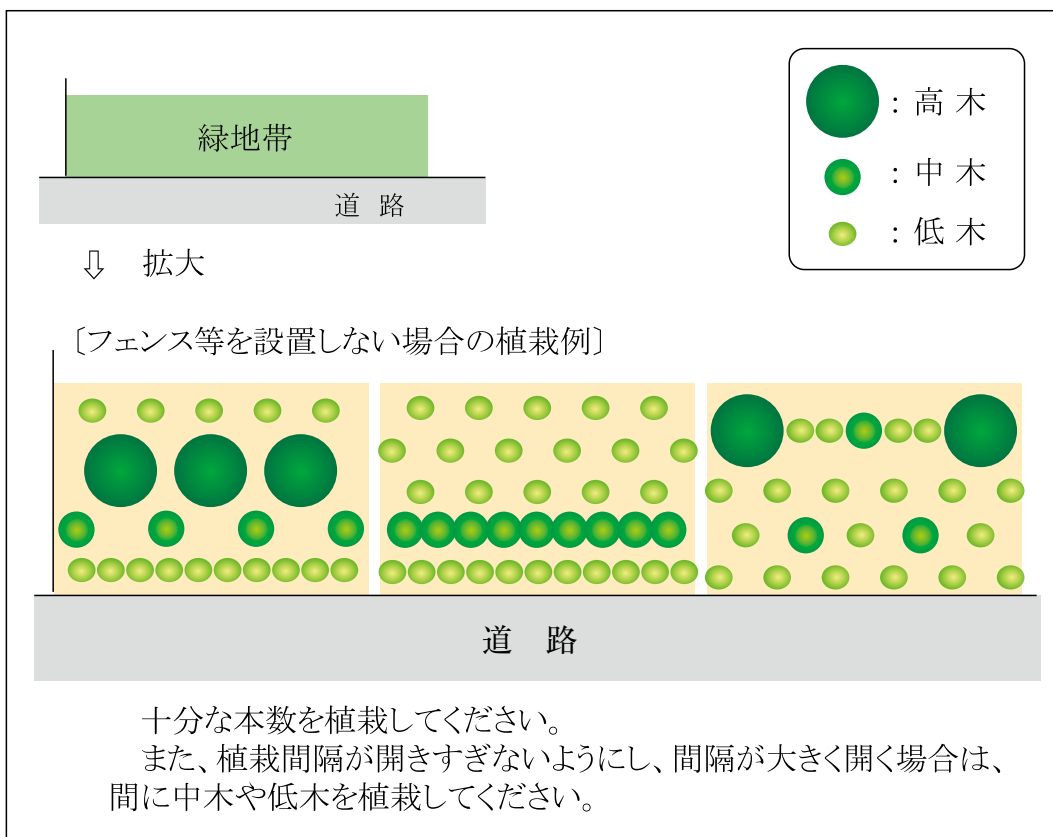


(3) 接道部の緑化

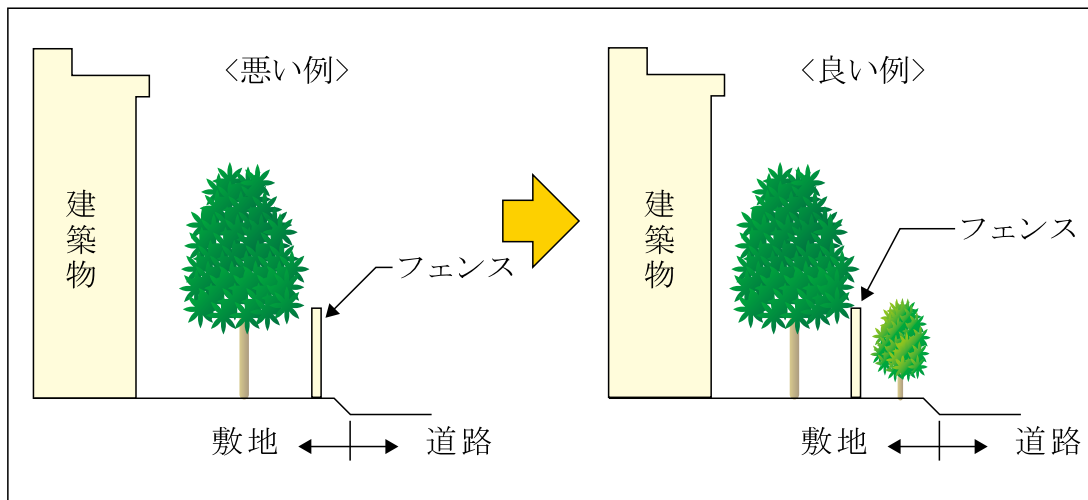
① フェンス等

ア 接道部には、原則としてフェンス等を設けないでください。

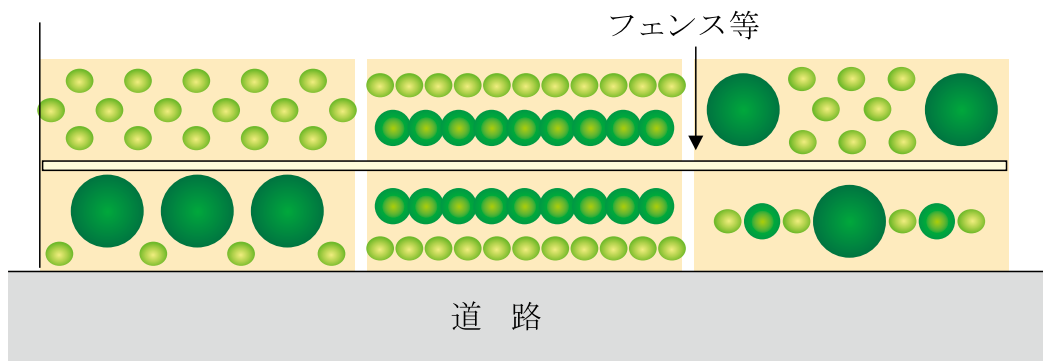
また、既に設置されているフェンス等については極力生け垣等に代えるよう努めてください。



イ 接道部にフェンス等を設ける場合には、設置位置を道路から後退させ、その前面（道路側）を緑化する形を基本とします。



【フェンス等を設置する場合の植栽例】

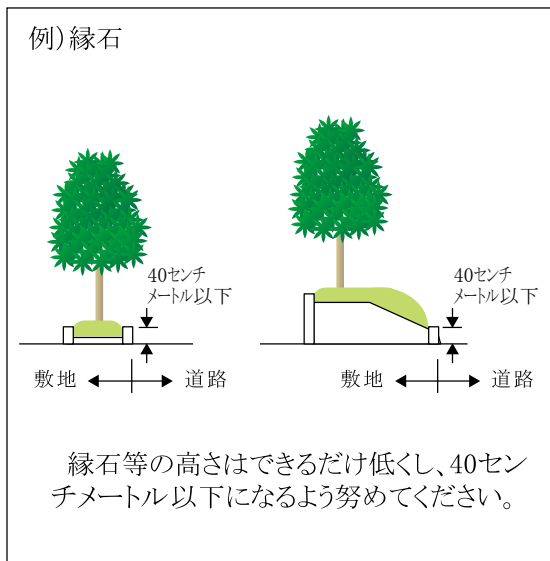


フェンス等は、道路(通路も含む)境界からおおむね50センチメートル以上離し、高さはできるだけ低くしてください。

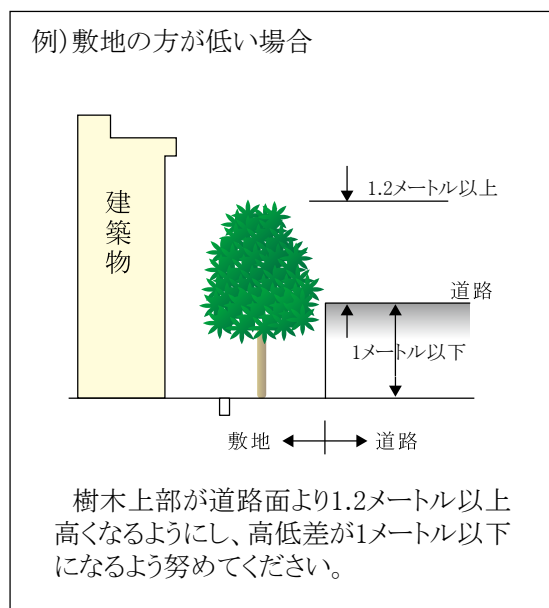
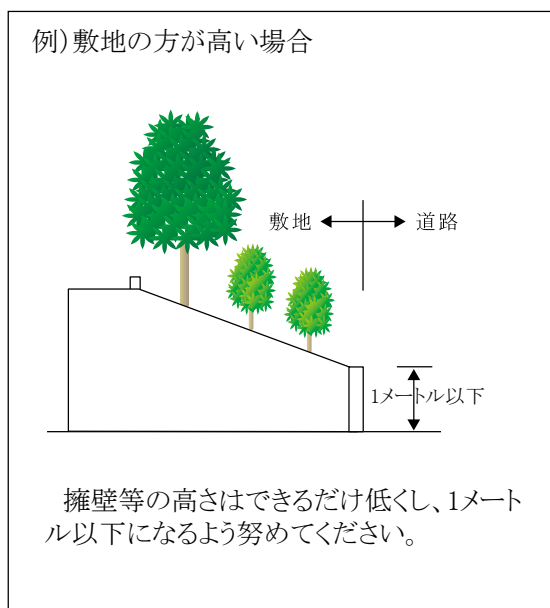
また、フェンス等が目立たないよう、同等以上の高さの高木や中木を植栽してください。

フェンス等の建物側に余裕がある場合は、できる限りそちら側にも緑地帯を設け、道路側の緑地帯と一体となるように植栽してください。

② 縁石等

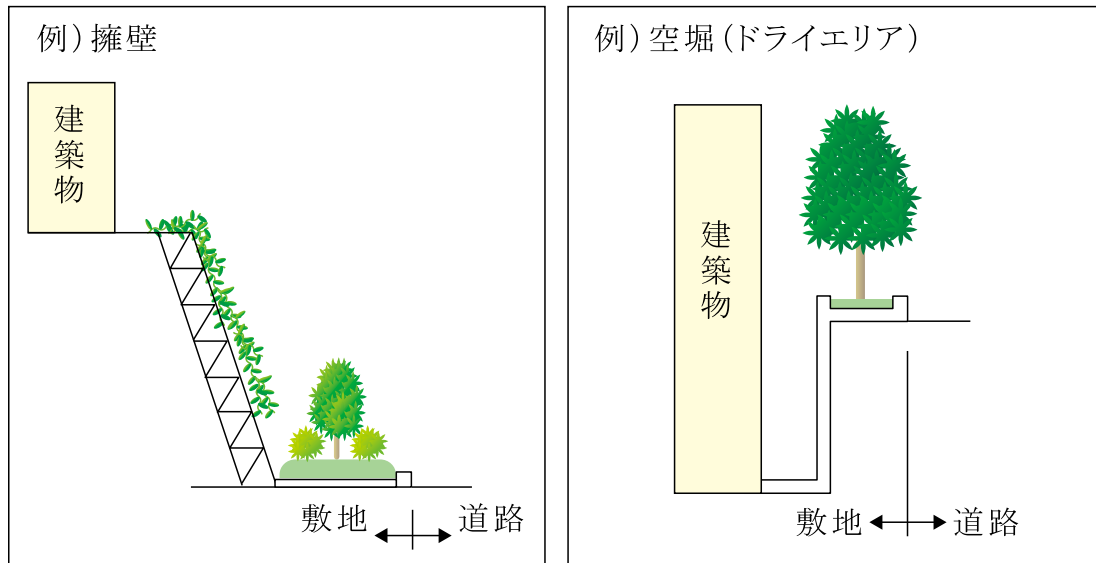


③ 敷地と道路との高低差がある場合



※ 敷地と道路との高低差が1メートル以上あり緑化が困難な場合は、接道部延長から除くことができます。

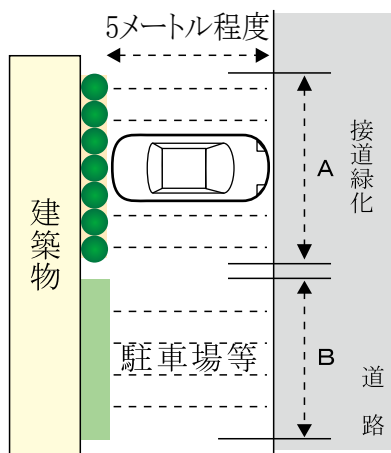
④ その他



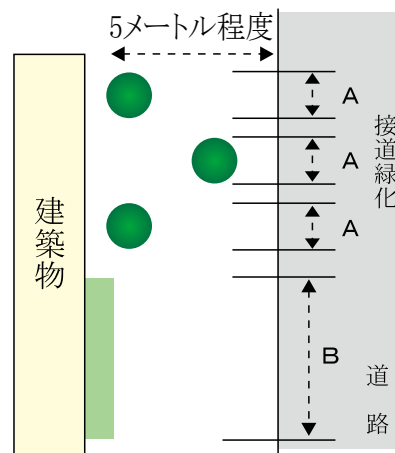
接道部から離れた位置で緑化した場合（フェンス等が無い場合に限る）

接道部沿いの駐車場等の奥に植栽した場合は、道路から5メートル程度以内で、植栽が直接見通せる場所に高木・中木を植栽していれば、接道部緑化長さに算出できます。

例) 駐車場の奥の緑化

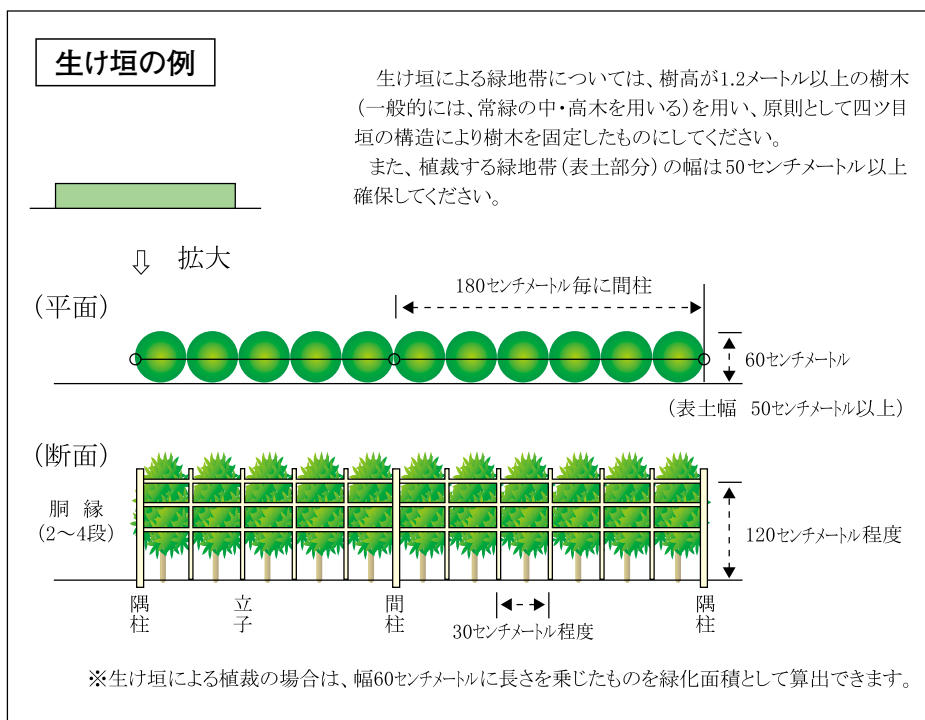


例) 歩道状空地の緑化



- A 高木・中木 ●
接道部緑化長さに算出できます。
- B 低木のみ ■
接道部緑化長さには算出できません。

⑤ 生け垣



(4) 建築物上の緑化

① 屋上の緑化

屋上面積、設計積載荷重、屋上設備や維持管理、利用目的等を勘案するとともに、次の点に留意してできるだけ広い面積を緑化してください。

- ア 建築物への影響を防止するため、植栽による荷重が設計積載荷重を超えないよう注意してください。
- イ 緑地は、樹木等を維持・育成する植栽土壌等と排水層、防根層によって構成してください。
- ウ 植栽基盤には、基盤中に十分な水分を保持できる資材を用いるとともに、植栽する樹種や高さに応じて、十分な土壌の厚さを確保してください。
- エ 土壌の乾燥を防ぐため、地表面は地被植物などのマルチング（土壌被覆）材で覆うとともに、かん水については、原則として雨水のみに頼ることは避け、給水栓などかん水のための設備をあらかじめ設置してください。

また、良好な生育と維持管理の軽減を図るため、自動かん水装置の設置に努めてください。

- オ 風の影響が強い場所では、高木を単独で植栽することは避け、周囲に防風のための生け垣やルーバーなどを設けるとともに、支柱や根鉢の支持材を設置して樹木の安定を図ってください。

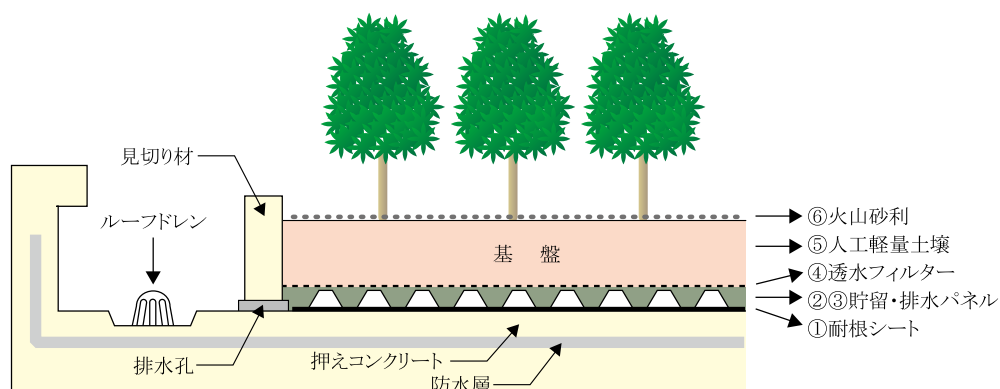
また、地表面は地被植物やマルチング（土壌被覆）材で覆い土壌の飛散を防止してください。特に風の影響が強い場所では、良好な生育と維持管理の軽減を図るため、低木の密植などで風の影響を軽減する方法も検討してください。

- カ 建物内部への漏水（雨漏り）を防ぐため、屋上の排水口（ルーフドレン等）は定期的に清掃してください。
- キ 日照が十分に確保できない場所では、日陰に強い植物を導入し、必要に応じて集光器等を設置してください。
- ク 植栽する植物は、日照、耐乾性、耐風性、土壌厚、生長速度、重量や維持管理、利用目的等を勘案して、適切なものを選定してください。

＜標準的な屋上の植栽断面＞

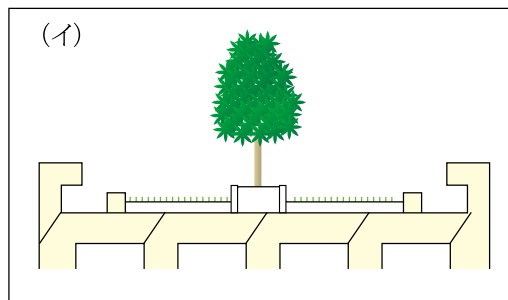
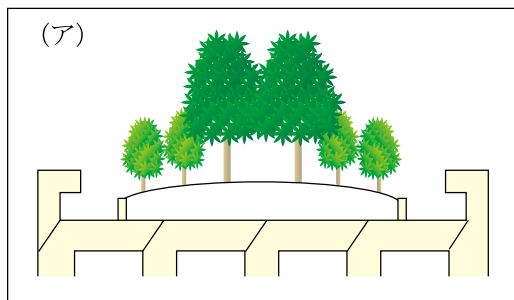
下部から順に、①防根（耐根）層、②排水層、③保水層、④透水層、⑤基盤（土壌、マット等）、⑥マルチング（土壌被覆）

屋上緑化の植栽基盤例



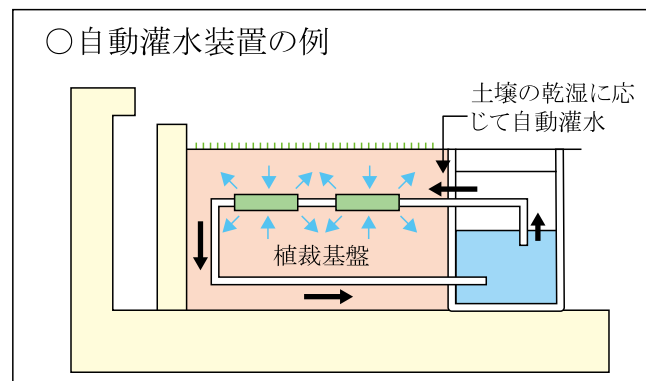
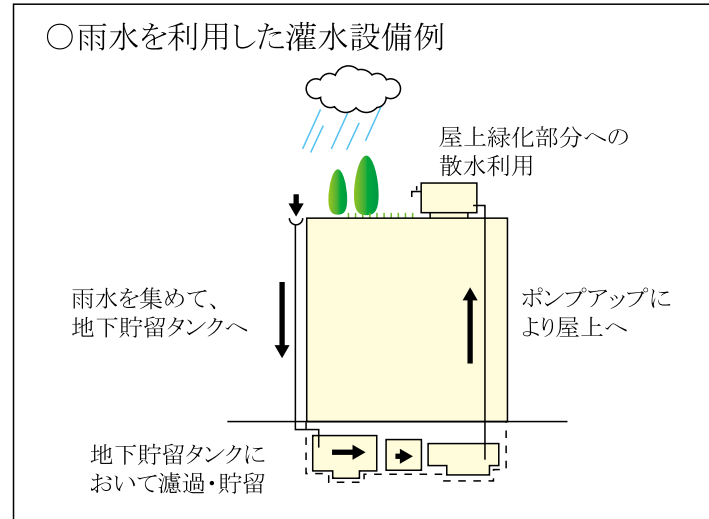
＜屋上の植栽基盤と植栽手法例＞

- ア 全体に十分な厚さの植栽基盤の設置が可能な場合
低木、中木、高木を自由に植栽
- イ 柱の上部など部分的に十分な厚さの植栽基盤の設置が可能な場合
柱の上部などに中木や高木を植栽、そのほかの部分では低木や芝、地被植物等を植栽



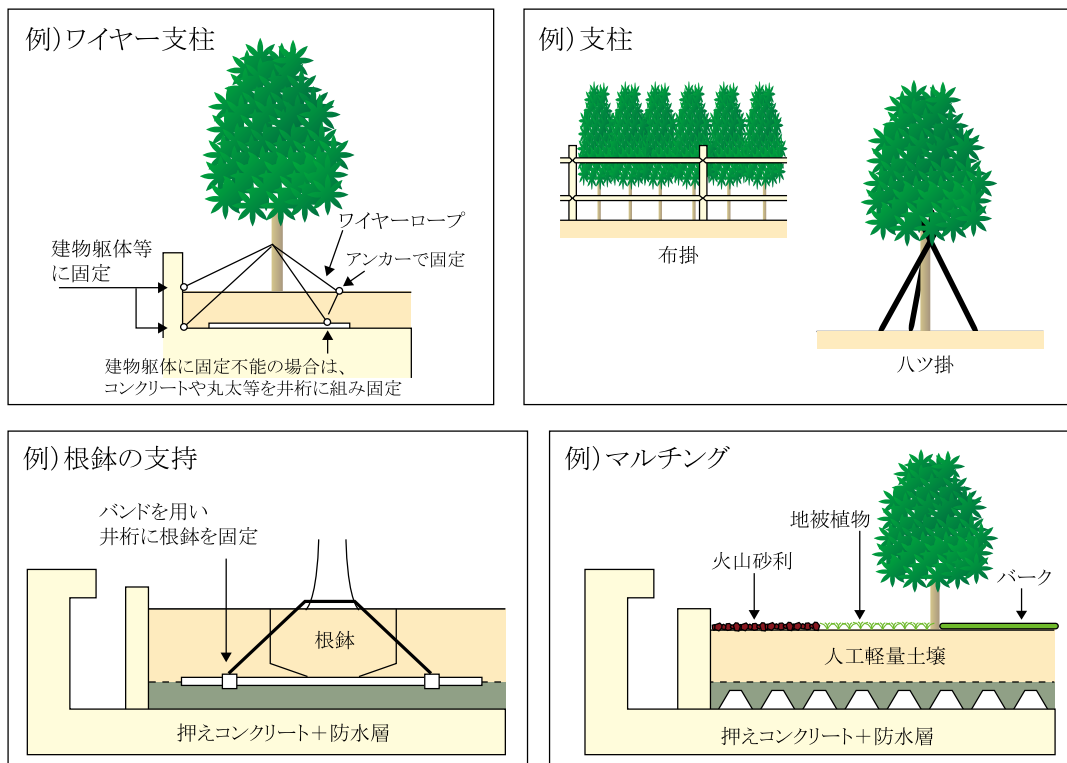
ウ 十分な厚さの植栽基盤の設置が困難な場合

- a ユニット化された基盤や植栽マットなどの薄い植栽基盤を用いて、芝や地被植物を植栽
- b 可動式植栽基盤（植栽ます等）を用いて、樹木や地被植物を植栽。



＜風、乾燥対策の手法例＞

- ア ワイヤー支柱、布掛け支柱、地下式支柱などを設置
- イ 植栽基盤が薄い場合は、根鉢の薄い樹木を導入し、支持材で固定
- ウ 地表面に、マルチング材（地被植物、バーク、不織布、砂利など）を設置



② ベランダ等の緑化

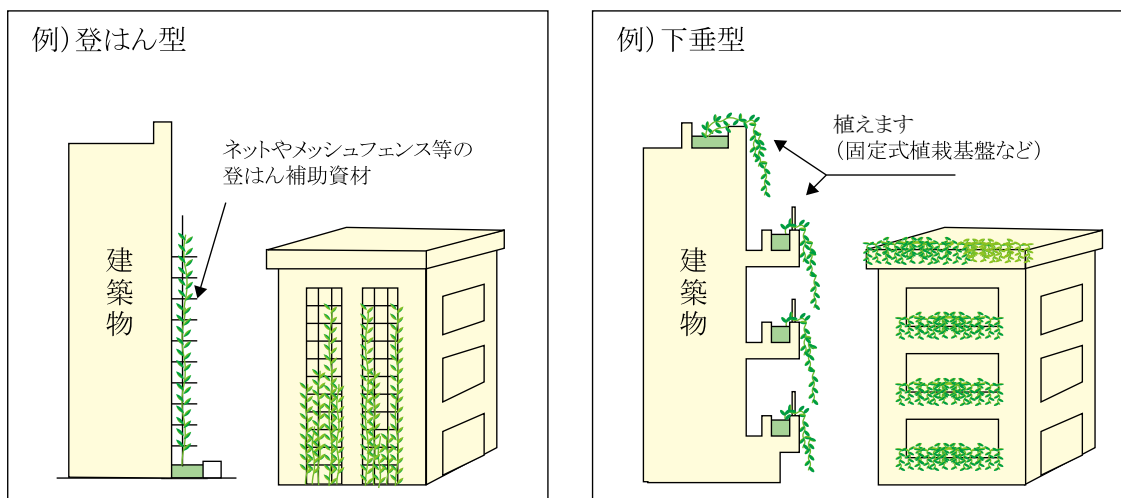
ベランダ等の緑化に当たっては、基本的に①と同様の事項について留意し、美観の形成に配慮しながら利用目的に応じた適切な緑化をしてください。

- ア 一般的に、ベランダ等は構造上、屋根部に比べて強度が低くなるため、植栽による荷重が設計積算荷重を超えないよう特に注意してください。
- イ ベランダ等は奥行きが狭く、建築物側（窓面など）が土壌や枝葉等の飛散などによる被害を受けやすいため、シートタイプのマルチング材の設置や植栽ます等のアンカー固定、支柱設置などの対策を行ってください。
- ウ 手すり柵等の外側へ伸びた枝葉のせん定が必要になることがあるため、維持管理や転落防止などについて、事前に十分な検討をしてください。

③ 壁面の緑化

壁面の緑化に当たっては、基本的に①と同様の事項について留意し、美観の形成に配慮しながら利用目的に応じた適切な緑化をしてください。

- ア 比較的大きな実をつける植物を用いる場合、落果による事故や周辺を汚すなどの恐れがあるため、設置場所や利用形態に応じて適切な種類を選んでください。
- イ 落葉性の植物を植栽する場合は、落ち葉の飛散や冬季の外観について十分検討の上、行ってください。
- ウ 補助資材を設置する場合、植栽する植物の生長限界を検討し、設置高さを設定してください。
- オ 登はん型の場合
 - a 補助資材を設けない直接登はん型の場合、外壁表面は植物が付着しやすいよう粗面にしてください。
 - b 補助資材を設ける巻き付き型の場合、バランスよく壁面を覆うよう人の手により枝幹を誘引してください。
- カ 下垂型の場合
 - a 屋上やベランダ等の外壁面脇に、固定式植栽基盤又は可動式植栽基盤を設けて植栽してください。
 - b ベランダ等から下垂させた際に、繁茂が著しい場合、せん定等が必要になることがあるため、植物の選定及び実施については十分検討の上、行ってください。



※詳細については、「壁面緑化ガイドライン」（東京都環境局 平成 18 年 3 月）を参照してください。

東京都環境局 壁面緑化ガイドライン

検索

< http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/other/countermeasure/green_guidelines.html >

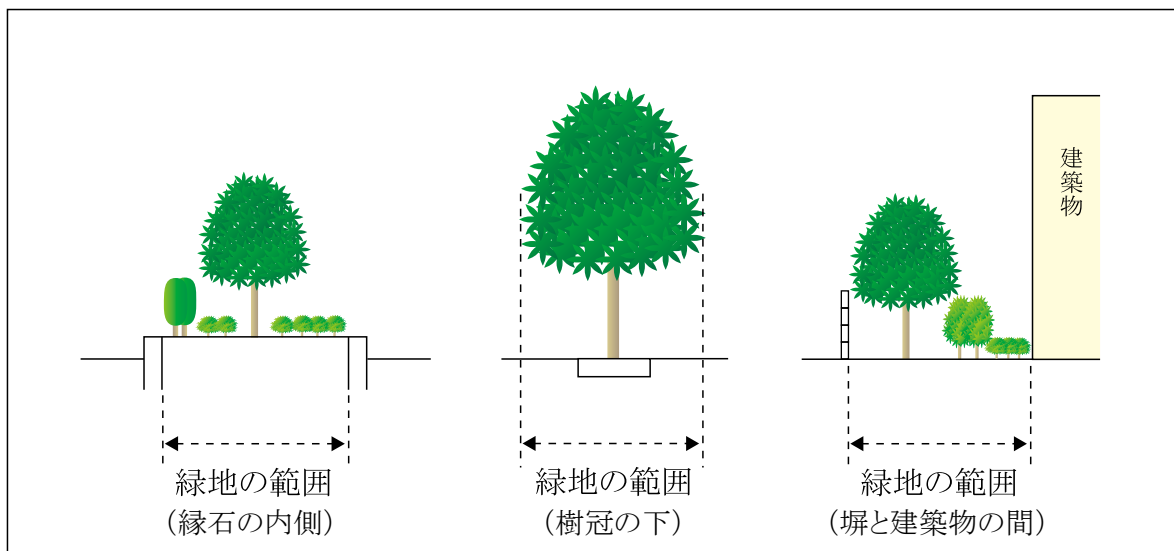
9 用語について

本手引で使用する用語の意味は、次のとおりです。

(1) 地上部の緑化

地上部において、樹木の植栽等により、土地を樹木の枝、葉で覆うことをいいます。

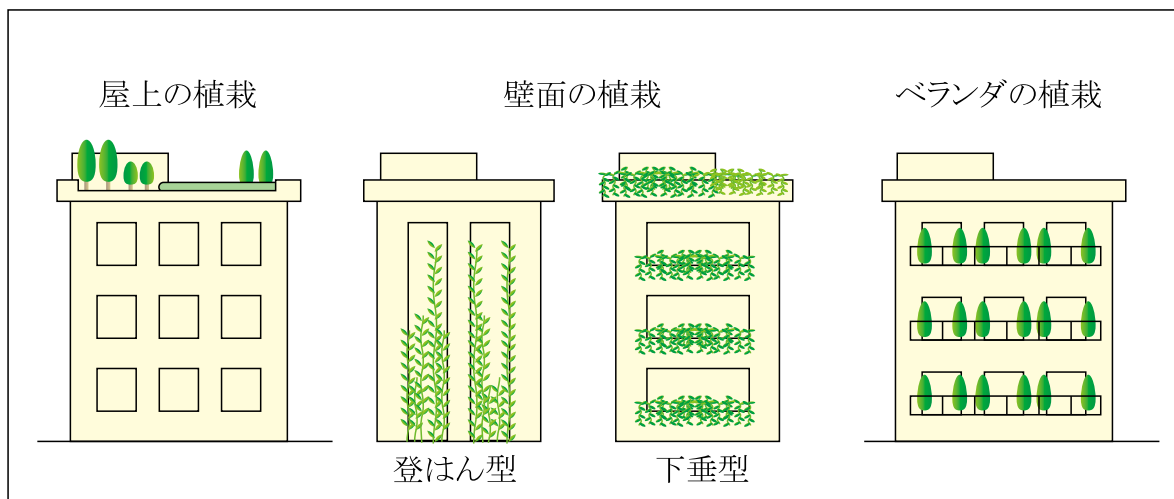
なお、樹木がなく、地被植物のみで植栽等をし土地を覆うこと（窓先空地、運動広場の芝地など）は、地上部の緑化面積として算定できません。



(2) 建築物上の緑化

建築物の屋上、壁面又はベランダ等の平面、立面の部分において、樹木、芝、多年草等の植栽により、外面を樹木等の枝、葉で覆うことをいいます。

なお、建築物内（室内）の緑化は緑化面積として算定できません。



(3) 接道部、接道部長さ、接道部緑化長さ、接道緑化率

接道部とは、敷地のうち、道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等）に接する部分をいいます。

接道部長さとは、接道部の延長をいいます。ただし、敷地内外で相当の高低差がある場合は、その部分の長さを接道部長さから除くことができます。

接道部緑化長さとは、緑化されている接道部の長さをいいます。

接道緑化率とは、接道部長さのうち、接道部の緑化長さ（壁面、ベランダ等を緑化した場合を含む。）が占める割合（率）をいいます。

(4) 屋上、屋上の面積

屋上とは、建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

屋上の面積とは、屋上のうち、ソーラーパネルや空調設備等の建築物の管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

(5) 壁面、ベランダ等

壁面とは、建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。

(6) 樹冠、樹冠投影面積

樹冠とは、樹木の枝葉の広がりを行います。

また、樹冠を地表面に真上から投影した面積を樹冠投影面積といいます。

(7) 樹木

樹木とは、次の「高木」、「中木」、「低木」を行います。

① 高木

高木とは、植栽時に高さが2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをいいます。

② 中木

中木とは、植栽時に高さが1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをいいます。

③ 低木

低木とは、高木、中木以外で植栽時に高さが0.3メートル以上であるものをいいます。

なお、竹類は低木に含まれます。ササ類は樹木として取り扱いません。

(8) 既存樹木

既存樹木とは、緑化計画書提出時に当該計画敷地内に存する樹木で、緑化完了時においても、敷地内に存する樹木（移植した樹木を含む。）を行います。

(9) ツル植物、地被植物、草花等

ツル植物とは、ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物を行います。

地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、ヘデラ類、ササ類、シダ植物等を行います。草花等とは、多年草を行います。

(10) 建蔽率

建蔽率は都市計画法第8条第1項に規定する用途地域においては、建築基準法第53条の規定により定められる、その敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合（緩和規定による割合を含む。）とし、その他の区域の敷地については、特定行政庁が別途定める率（ $7/10 \sim 3/10$ ）とします。

また、緩和措置（角地緩和、防火地域の耐火建築物）を受けている場合は、緩和後の率とします。

なお、敷地内に複数の建蔽率が存在する場合は、面積あん分により算出された数字とします。

(11) 駐車場

自動車、バイク、自転車等の駐車のために使用される場所をいい、車両置場等も含まれます。

(12) 作業場、資材置場

作業場とは、資材（生產品、加工品、原材料等）の加工や分別などの作業を行う場所をいいます。

資材置場とは、各種資材の置場として使用する場所をいいます。

10 よくある御質問

よくある御質問及び回答は、次のとおりです。

(1) 手続

(流れ)・・・巻頭(届出の手順)、P 15

Q 1 提出する期限はいつ?

A 1 確認申請、計画通知、又は都市計画法29条許可申請の前に提出してください。
墓地や駐車場など、建築確認を必要としない場合は工事着手の前までになります。
提出の前に事前相談で計画の内容について確認しますので、余裕を持ってお越しください。

(窓口)・・・巻頭(届出の手順)、P 1

Q 2 どこに提出するのですか?

A 2 ・計画地の住所が、23区内又は島しょの場合
⇒環境局自然環境部緑環境課指導担当(都庁第二庁舎19階)
・計画地の住所が、多摩地域の場合
⇒多摩環境事務所自然環境課指導担当(立川合同庁舎3階)

(注意)

新宿区、渋谷区、荒川区、品川区、豊島区、江東区、港区、葛飾区、江戸川区、目黒区、足立区、世田谷区、大田区、国分寺市の13区1市内の計画については、各区市の条例等に従って、各区市へ緑化計画書の届出を行い、その場合、東京都への届出は必要ありません。
緑化基準など詳細な内容については、当該区市の担当部署へお問い合わせください。

(審査日数)

Q 3 審査にかかる日数は?

A 3 緑化面積、配置、樹種などの計画の内容は、届出前の相談の段階ですべてチェックを行い、基準に適合する計画となるように指導をします。
相談の回数は平均で2～3回です。
最終提出の計画書審査は即日行います。対面で約1時間程度、記入漏れや計算間違いなどをチェックした後、問題がなければ、確認の印を押して副本をお返しします。

(計画の変更)・・・P 17

Q 4 緑化計画書を提出した後、計画内容が変わりそうです。変更手続は必要ですか?

A 4 まずは、担当者に変更内容を説明し、御相談ください。内容を審査し、手続きの要不要を判断します。
なお、事業者の代表者が変わる場合や、測量精査等による軽微な敷地の面積、確認申請における軽微な建築面積の修正のみの場合は、変更手続きは必要ありません。

(完了書)・・・P 17～18

Q 5 緑化完了書はいつ提出するのですか?

A 5 植栽工事が終了したら速やかに提出してください。建築確認の完了検査の前後は問いません。

(完了検査)・・・P 18

Q 6 完了検査(現地確認)は行いますか?

A 6 通常、緑化完了書を審査した結果、必要と判断した場合に行います。
まずは予約の上、完了書を窓口にお持ちください。
審査は、緑化完了図面と写真との照合により行います。緑地の幅や延長、本数等に疑義が生じないように写真を撮影してください。
なお、高木については、基本的に本数を確認できるように撮影してください。

(2) 緑化計画

(本数の緩和)・・・P 7

Q 7 高木1本を中木2本や低木3本に置き換えられますか？

A 7 高木を中木、低木に置き換えることはできません。ただし、既存の大木を残す場合や十分に樹高の高い木を植栽する場合など、また構造上や敷地形状等により高い木を植栽できない場合などにおいては、この限りではありませんので、担当に御相談ください。

(接道緑化の緩和)・・・P 6、P 38

Q 8 接道緑化の基準が達成できそうにありません。緑地面積を多くとる等緩和措置はないのでしょうか？

A 8 緩和措置はありませんが、法令及び個別の事情により基準の適用について検討が必要な場合もありますので、早めに担当に相談、協議するようにしてください。

なお、敷地と道路との高低差が1メートル以上あり緑化が困難な場合は、接道部延長から除くことができます。

(緑地帯の幅)・・・P 8

Q 9 緑地帯の幅は何センチ以上必要ですか？

A 9 緑石を含まない有効幅として50センチメートル以上確保してください。

(樹種の選択)・・・P 1、裏表紙

Q 10 どのような品種を選べばよいでしょうか？指定はありますか？

A 10 品種の指定はありませんが、東京都環境局作成の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を基本として種を選定し、環境省選定の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」掲載種は使用しないでください。

また、屋上緑化を行うことでヒートアイランド現象の緩和効果があります。例えばセダム類は蒸発散量が少なく、このような効果が低減されると言われています。地球温暖化対策への貢献に繋がるよう、より、効果の高いものを使うよう努めてください。

(3) 屋上緑化

(ルーフバルコニー)・・・P 9～10

Q 11 ルーフバルコニーは屋上面積に入りますか？

A 11 ルーフバルコニーは屋上面積に入ります。安全柵等の内側が屋上利用可能面積となります。

(鍵)・・・P 9

Q 12 屋上への出入口に鍵がかけてあるのですが？

A 12 利用の仕方などは考慮しませんので、屋上の出入口に鍵をかけている場合でも、構造上、人の出入り及び利用可能な場所であれば屋上利用可能面積に含まれます。

はしごやタラップを使わないと上れない屋上や、高さ1.1メートル以上の手すり柵やフェンスなどが設置されていない屋上は対象外となります。

(4) 既存建物

(改修工事)・・・P 3

Q 13 既存建物がある敷地内での改修工事（増築等）で、緑地の増減は生じないのですが？

また、用途変更のみの場合も手続は必要ですか？

A 13 当該の敷地で過去に緑化完了書を提出したことがない場合は、提出が必要になります。

過去に、緑化完了書を提出しており、現況が過去と変わっておらず、かつ、基準を満足する状態であれば、提出不要とする場合がありますので御相談ください。

また、建築物の用途変更のみの場合は、緑化計画書の提出は必要ありません。

(緑地の改変)

Q14 既存建物で建築時に緑化が行われています。年数が経ち枯れてしまったものもあり、また、管理費がかさむので緑地を撤去したいのですが、構いませんか？その際、手続は必要ですか？

また、撤去することで緑化基準を守れない場合、罰則はありますか？

A14 撤去について、手続や罰則は特にありませんが、今後、緑化計画の対象となる行為（増改築含む）を行う際、緑地を回復したり、新たに植栽を行う必要が生じる場合があります。

条例では「緑地の適切な維持管理に努めなければならない」と定めており、良好に育つよう維持管理の継続をお願いいたします。

(5) その他

(区市町村への帰属施設)

Q15 開発等に伴い区市町村へ帰属する施設がありますが、この場合、当該施設の面積は敷地面積に含みますか？

A15 公園緑地や道路のセットバック部分、また都市計画道路で事業決定された部分等で、国、都、区市町村へ帰属する施設については、当該施設の面積を敷地面積から除くことができます。

一方、自主管理施設の場合は、当該面積を含む面積を敷地面積とします。

(助成金)

Q16 屋上緑化の助成金がありますか？

A16 東京都としての屋上緑化の助成制度はありません。

なお、一般財団法人東京都公園協会では、東京都都市緑化基金による助成制度（協会ホームページ「助成事業のご案内」（外部サイト））を行っています。

また、区や市独自で助成金制度を行っている自治体が増えています。

11 様式

第2号様式（第7条関係）

緑化計画書

年 月 日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書を届け出ます。

東京都知事 殿

〔代理人〕〒

〔事業者〕〒

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

担当者氏名

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

行為の名称					☐ 新築	☐ 改築、増築
行為地						
施設の種類					緑地管理者	
法定建蔽率	敷地面積	建築面積	屋上面積（利用可能部分）	接道部延長		
%	m ²	m ²	m ²	E m		
基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ（率）		
A	m ²	B m ²	C = A + B m ²	D m (%)		

◎ 緑化計画の策定に当たっては、①≥A、④≥B、⑥≥C、⑦≥Dとなるように緑化面積を確保すること。

緑化面積	地上部	緑化面積（樹木）	高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	m ²	本	本	本	本
	植栽樹木	m ²	本	本	本	本
	計	① m ²	本	本	本	本
	建築物上	緑化面積（樹木）	緑化面積（芝、草花等）		計	
	屋 上	m ²	m ²		m ²	
	壁 面	m ²	m ²		m ²	
	ベランダ等	m ²	m ²		m ²	
	（既存）	m ²	m ²		m ²	
	計	② m ²	③ m ²	④ = ② + ③ m ²		
	合 計	⑤ = ① + ② m ²	③ m ²		⑥ = ⑤ + ③ m ²	
	緑化面積の振替	建築物上（又は地上部）緑化が困難な理由		振替面積	振替場所	☐ 建築物上から地上部へ ☐ 地上部から建築物上へ
			m ²			
接道部緑化	地上部	建築物上		緑化長さ合計		緑化率
	m	☐ ベランダ ☐ 壁面	m	⑦ m	⑧ = ⑦ / E %	

◎ 完了予定年月 年 月

※受付処理欄	受付番号・受付年月日	処 理 欄

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。

2 位置図（行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの）、緑化計画平面図（屋上も含む。）、緑化計画断面図、緑化面積等計算図表、建築物立面図（2面以上）、樹木等一覧表（別紙）を添付すること。

（日本工業規格A列4番）

別紙

樹 木 等 一 覧 表

分 類			植 物 名	高 さ	規 模	備 考
地 上 部	樹 木	高 木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
		中 木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
		低 木		m	本	
				m	本	
				m	本	
				m	本	
		合 計			本	
建 築 物 上 (屋 上 ・ 壁 面 ・ ペ ラ ン ダ 等)	屋 上	樹 木	高 木	m	本	
				m	本	
		中 木		m	本	
				m	本	
		低 木		m	本	
				m	本	
		合 計			本	
	壁 面 ・ ペ ラ ン ダ 等	芝、 草 等			m ²	
					m ²	
		樹 木	高 木	m	本	
				m	本	
			中 木	m	本	
				m	本	
			低 木	m	本	
				m	本	
		合 計			本	
		芝、 草 等			m ²	
					m ²	

- 注
- 1 可動式の植栽基盤の場合には、備考欄に注記する。
 - 2 ベランダ等に設置するものは、植栽基盤の設置場所を備考欄に記入する。
 - 3 既存樹木や移植樹木がある場合は、備考欄に既存、移植の別を記入する。
 - 4 上記の内容を盛り込んだ独自の様式でもよい。

(日本産業規格 A 列 4 番)

綠化完了書

年 月 日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり緑化完了書を届け出ます。

東京都知事 殿

「代理人」 丁

住所

氏 名

電話番号

担当者氏名

〔事業者〕 二

住所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

行為の名称								☐ 新築		☐ 改築、増築		
行 為 地												
施設の種類							緑地管理者					
維持 管理	方 法	地 上 部	灌 ^{かん} 水	自動・手動	週	回	剪 ^{せん} 定	年	回	施肥	年	回
		建築物上	灌 ^{かん} 水	自動・手動	週	回	剪 ^{せん} 定	年	回	施肥	年	回
	特記事項											
法定建蔽率			敷地面積			建築面積		屋上面積（利用可能部分）		接道部延長		
%			㎡			㎡		㎡		E m		
基 準	地上部の緑化面積		建築物上の緑化面積		緑化面積計				接道部緑化長さ（率）			
	A	㎡	B	㎡	C = A + B				D m （ % ）			

◎緑化完了に当たっては、① $\geq$ A、④ $\geq$ B、⑥ $\geq$ C、⑦ $\geq$ Dとなるように緑化面積を確保すること。

緑 化 面 積	地 上 部		緑化面積（樹木）		高 木		中 木		低 木		計		
	既存樹木		㎡		本		本		本		本		
	植栽樹木		㎡		本		本		本		本		
	計		① ㎡		本		本		本		本		
	建築物上		緑化面積（樹木）		緑化面積（芝・草花等）				計				
	屋 上		㎡		㎡				㎡				
	壁 面		㎡		㎡				㎡				
	ベランダ等		㎡		㎡				㎡				
	（既存）		㎡		㎡				㎡				
	計		② ㎡		③ ㎡				④＝②＋③ ㎡				
	合 計		⑤＝①＋② ㎡		③ ㎡				⑥＝⑤＋③ ㎡				
	緑化面積 の振替		建築物上（又は地上部）緑化が困難な理由					振替面積 ㎡		振替 場所		□建築物上から地上部へ □地上部から建築物上へ	
	接道部緑化		地 上 部		建 築 物 上		緑化長さ合計				緑 化 率		
㎡			□ベランダ □壁 面		㎡		⑦ ㎡		⑧＝⑦/ E %				

◎ 計画書受付番号 年 月 日 第 号

※受付処理欄	受 付 番 号 ・ 受 付 年 月 日	処 理 欄

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
2 緑化完了の状況を示す平面図、写真等を添付すること。
3 緑化の完了内容が計画と異なった場合は、完了内容について樹木等一覧表（第1号様式別紙）を添付すること。

「植栽時における在来種選定ガイドライン」 ～生物多様性に配慮した植栽を目指して～を作成しました

東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っています。

今般、都民や事業者が緑化をする際に参考となるガイドラインを作成することにより、広く在来種の植栽を増やし、都内の生物多様性を向上したいと考えています。

本ガイドラインが緑化に関わる方々に幅広く活用され、都内で在来種の植栽による緑のネットワークの形成が進むことを期待しています。

「植栽時における在来種選定ガイドライン」の概要

1 生物多様性に配慮した植栽植物の分類

生物多様性に配慮した在来種植栽を推進する観点から、植栽植物を以下の4つに分類しました。

- ① 植栽に適した植物（在来種）
- ② 植栽の目的に応じて利用できる植物（栽培品種及び侵略的でない外来種）
- ③ 植栽への利用に注意を要する植物（繁殖力の旺盛な在来種及び侵略的とされる外来種）
- ④ 植栽に適さない植物（特定外来生物及び要注意外来生物）



① 植栽に適した植物の例…エゴノキ
（在来種（東京都西新宿付近））



④ 植栽に適さない植物の例…オオハシゴソウ
（特定外来生物）

2 植栽種（在来種）の選び方

植栽する地域の地形や気候等の条件で生育すると考えられる樹林地の樹種や、周辺の植生を構成する樹種等を参考にして、植栽候補種を選択する手法を示しました。

また、動物の多様な生息空間をつくり出すため、高さの異なる植物を組み合わせることや、植栽基盤整備・初期管理の重要性等を配慮事項として示しました。

●「植栽時における在来種選定ガイドライン」の入手方法

東京都環境局のホームページからダウンロードできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html

「植栽時における在来種選定ガイドライン」問い合わせ先
東京都環境局自然環境部計画課 直通：03-5388-3548

東京における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画の手引

令和5年3月発行

登録番号（4）71
環境資料第34065号

編集・発行 東京都環境局自然環境部緑環境課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎19階
電 話 03（5388）3455（直通）
電 話 03（5321）1111（代表）
内線 42-645
東京都多摩環境事務所自然環境課
〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号
東京都立川合同庁舎3階
電 話 042（521）4809（直通）

印刷 シンソー印刷株式会社
電 話 03（3950）7221（代）



